

なお、リッヂウェイ中将は、去る憲法公布記念日に当り、日本が完全な自主権を回復する日に備えるために、占領管理を漸進的に緩和するという方針を今後も推し進め行く旨を明かにされたのであります。これは、講和近きにのぞんで、最も機宜を得たものであり、政府としても、連合国最高司令官の意のあるところを汲んで、最善の努力を致す所存であります。

参考資料

参考資料

目 次

資料 1 朝鮮における債務の処理について	349
資料 2 日本の在外資産	365
賠 償 問 題	367
戦 前 債 務	367
終戦処理費に関する資料	368
資料 3 吉田ダレス往復書簡に関する擬問擬答	368
資料 4 1951年当時わが国の漁業に課せられた禁止または制限を表 示する地図	378
資料 5 第10国会における吉田首相の講和問題に関する発言	379
資料 6 旧海(空)軍将校を再軍備ないし海上保安兵力補充に採用 する問題に関する一資料—富岡定俊—	393
資料 7 1951年3月23日木村連絡局長から条約局長に送付された特 調の連合国軍使用施設調査要綱(案)	395
資料 8 1951年4月6日条約局長に回付された太平洋地域集団保障 に関する林元大使の總理あて意見書	401
資料 9 ダレス使節団第2次訪日関係資料—外国通信報道集—	402
資料 10 ダレス特使訪日をめぐる各国の反響	414

参考資料 I 朝鮮における債務の処理について
(管、経済課) (昭 24, 3)

序

今次太平洋戦争の結果、朝鮮は日本領土でなくなり、米国軍政官により支配せられていたが、1947年9月韓国政府が成立するに至つた。

日本による朝鮮の併合は、日本と当時の朝鮮政府との間の併合条約に基いて適法に行われたものである。従つて今次朝鮮の独立は国際法上に謂う分離の場合である。

分離の場合の相続に関する国際法上の規定は、未だ確立した点が少く、その都度条約等により取極められなければならない。朝鮮の独立は日本の敗戦の結果生じたのではあるが、日本と朝鮮との間には戦争関係はなかつたのであるから、朝鮮は連合国の中をを持つものでもなく、又日本に対して戦争賠償要求をすることも出来ないのが本筋であるべきである。

併し朝鮮側には、日本の併合は不当に行われたもので、日本は統治間の損害を賠償すべきとの、原状恢復的の意向が看取せられるから、(注1)両国間の実際の処理に当つては、かかる政治的見地も若干考慮に入れられるであろう。

(注1)

1949年(昭和24年)1月7日京城発AP電によれば李大統領は韓国の大統領につき韓国は日本が40年間の占領中に韓国から奪つた総てのものの回復を求めると言明している。昨年(1948)末の報道によれば韓国政府が審議中の対日賠償要求額は410億円に上っている。

日本が朝鮮において負つていた債務処理については、個々の具体的なケースにつき、分離若しくは、割譲の場合の先例を参考とし以下予想を行うこととする。

終戦時における調べによれば、関係債務は次表の如くであるが、これらに対して日本が直に責任を負うわけではない。債務の性質、法理、先例等を参考として決定せらるべきものである。又この際朝鮮には、日本側の積極財産が存在することを想起すべきである。

種別	金額	備考
有価証券債務		
登録国債	416,198千円	
同地方債	240 //	
同社債	680,561 //	朝鮮系統商社、もしくは朝鮮人所有分
内地社債	680,561 //	
外地社債	467,246 //	
非登録国債	155,837 //	朝鮮売却額から、朝鮮で買上げて既に輸入済の ものと、引揚者持帰り分を引去つた額。即ち朝鮮 に所在すると推定せられる分
同公社債	135,062 //	
銀行為替戻	7,133,010 //	主として本邦系金融機関との間の為替戻
現地郵便貯金	195,561 //	
現地振替貯金	8,553 //	
簡易保険	117,020 //	預金債権者は絶て朝鮮人
郵便年金	2,261 //	
銀行預金	511,147 //	

右に挙げた外、株式があるが、その数字は不明である。

通貨発行高は7,943,000千円と推定されるが、果してこれが債務なりや否やは別途研究を要する。

公債

1 朝鮮に關係ある公債の現状

我が國債並びに地方債の終戦時、朝鮮における所持状況は次の通りである。

登録国債 A在朝鮮本邦系法人

普通公債 23億円

軍事公債 43億円（注1）

B在朝鮮本邦系法人

普通公債 8千万円

軍事公債 3億円

C朝鮮人個人

普通公債 17万円

右の中B、Cは一応我が朝鮮における債務であるが、Aは在朝鮮日本財産であつて、在外財産一般の問題であるが朝鮮がこれらを接収し、その所有者たる地位に立ち得る場

合には、我が朝鮮に対する債務となる性質のものである。（参照、在外本社の内地支店清算方法）

右の外、登録債は証券を発行することなく、登記簿で権利関係を表わしているから、引揚者たる個人は登記簿の登録地変更を行えば、債権は内地に移るわけで、引揚者のかかる登録変更が昭和22年4月21日大蔵省告示第82号で認められている。（注2）

登録名義人は法人の場合は本社に限られているから、朝鮮にある支店名義の登録国債はありえない。

従つて現在朝鮮に關連のある登録国債は、前記A、B、Cの3種類である。

（注1） 普通公債と軍事公債との区別は、実質的にはその用途によるべきであるが、この区別は困難であるから、ここでは形式的に支那事変国庫債券、大東亜戦争国庫債券、支那事変特別国庫債券、大東亜戦争特別国庫債券、支那事変割引国庫債券、大東亜戦争割引国庫債券等その起債額が、臨時軍事費に繰入れられたものを言う。第1次大戦平和諸条約において（War debt）と言つている公債は、戦時中発行のものを指している。

（注2） 大蔵省告示第82号本邦内に居住する個人又は本邦内に本店若しくは主たる事務所を有する法人が、その所有する本邦登録国債の登録地（元利支払場所を含む）を本邦外から本邦内へ変更する行為をなす場合においては、その当事者に対して外国為替管理法施行規則又は昭和20年大蔵省令第88号の規則による制限並びに報告を免除する。但しその所有者は日本銀行の定める登録地変更の請求を正副2通日本銀行に提出しなければならない。

昭和22年4月21日

大蔵大臣

登録内地地方債

在朝鮮本邦系法人 130万円

在朝鮮本邦系法人 24万円

右登録公債の外非登録国債1億5千万円があると推定される。その大部分は日本人、又は日本個人の所有分で、終戦後引揚に際して、残置してきたものである。この中、戦時公債の占める割合は現在不明である。

朝鮮の地方債たる道債並びに府債の発行高は、昭和18年6月現在調べによれば、約6,479万円で、大部分は金融機関が引受けているが、その金融機関の名称は不明である。

2 学説並びに条約上の先例

(1) 学 説

領土割譲、あるいは分離が行われた際、地方的債務は該地域の継承国が負担すべしという説があり、かかることを規定した条約（ヴェルサイユ条約、サン・ジェルマン条約等）の例もあるが、未だ国際法上確立した規則とはいえない。一般的債務についても継承国が一定の割合をもつて分担すべしとの説があり、前記諸条約もそのことを規定しているが、特に条約により規定されていない限り分担継承は起らない。

(2) 条約における先例

(イ) ヴェルサイユ条約

ドイツの対露宣戦前に発行された国债並びに地方債は、譲渡地域とドイツ全版図からとの収入を基礎として賠償委員会が決定した比率に従つて、継承国が、責任を分担する。（254条）

但し、ドイツが1871年普仏戦争の結果アルザス・ロレーヌを獲得した際、ドイツは、フランス公債を引受けなかつたとの理由により、ヴェルサイユ条約では、フランスは、独公債にしてアルザス・ロレーヌに関する部分を引受けていない。又ポーランドは、ドイツ殖民政策に基因する公債を引受けていない。（255条）委任統治の受任国はドイツの公債を一切引受けない。（257条）戦時中発行の公債についてはドイツが責任を負う。（296条）

(ロ) サン・ジェルマン条約

担保附公債にして、その担保物件存在する地域を継承した国は、1914年7月28日大戦勃発における公債の中右取得した担保物件に応じた部分を引受ける。（203条1節1項）

なお鉄道又は同種の財産の買収に関する公債は、担保附公債と見なされる。

（同条、同節第4項）

戦前発行の普通公債は、譲渡地域と壊地利国領土との歳入を基礎として賠償委員会が決定した比率に応じて、継承国が分担する。（203条2節）

旧壊地利国発行の戦時公債については、その存在場所の如何を問わず、継承国は何等責任を負わないと同時に、一方壊地利国も、継承国の政府又は国民の所持する部分について責任を持たない。（205条）

（352）

この結果損害を蒙る者に対する補償方法について、条約中には何等規定がない。

地方公債は前記203条の国債分担の原則に従つて負担される。（204条）即担保附地方債の場合は、取得せられた担保物件に応じた部分が、又無担保債権の場合は、当該地方行政区画と割譲せられたその行政区画との収入を基礎として、賠償委員会が決定した比率に応じて、引受けられる。従つて一行政区画全部が割譲せられた場合には、その地方公債は全部引受けられることになる。

(ア) トリアノン条約

サン・ジェルマン条約同様の規定がある。

(イ) ローザンヌ条約

バルカン戦争開始前の公債は、同戦争の結果トルコより領土の割譲を受けた諸国並にローザンヌ条約第12条、第15条により領土を譲り受けた諸国とトルコとの間において分担される。更に、大戦参加時にトルコが有した公債は、本条約によりトルコ領土を継承した國とトルコとが分担する。（46条、50条）

(ウ) イタリア平和条約

イタリア平和条約草案起草の際、米英案は公債の用途の如何を問わず、その所持者が割譲地域に在るもののは、継承国に引継がれることを主張し、仏ソ側は所持者の如何を問わず、割譲地の公共事業のために負担された公債のみを継承国が引受けるべきことを主張した。イタリアは前者を希望したが、結局本条約においては両案併用の結果、寧ろ要件が厳重となつた。即ち同条約第10附属書第5項、及び第14附属書第6項によれば、継承国並びにトリエスト自由地域は原則としてイタリアの公債支払を引受けないが、イタリアの参戦以前に発行された公債で、それが割譲地域に利益である公共事業及び民政事業のためになされたものであつて、直接にも間接にも軍事的目的に使用されなかつた部分で、且つ割譲地に引続いて居住する個人、又は同地に本店又は主たる営業所をおく法人によつて所持されるものに限つて、継承国は引受けなければならない。

以上の条件を満すか否かを決定することは實際には困難であろうが、本項実施の方法は、イタリアと相手当事國の両国間で取極められねばならないと規定されている。（第10附属書第5項、第14附属書第6項）軍事公債に関するイタリ

（353）

アの引受義務については何の規定もないが、積極的に解される。

なお本条約を第1次大戦諸平和条約と比較すると、後者の場合が敗戦国にとって寛大であるが、賠償額がこの場合過大であつたから、全体としては必ずしも負担を軽減したとはいえない。

3. 予想される処理方法

前項に述べた如く、公債処理方法については、確立した規則はなく、従つて日本、朝鮮間の公債処理方法は今後取極められる条約、協定等によつて決められることになる。

その際、最近の事例であるイタリア条約の処理方法が有力な参考となり、これに類似する取扱いが行われるものと予想される。この際イタリア条約の如く軍事公債が含まれないとすれば、日本にとり甚だ不利となる。在外本社本邦系法人は、朝鮮に在るものと解されよう。

4. 日本側の対策

第1案

サン・ジェルマン型に処理されることが、日本に対して最も有利である。これによれば、担保附公債は朝鮮側が引受けことになり、鉄道及び同種の財産の買収に関する公債は担保附公債と見なされる。従つて、朝鮮事業公債中には、朝鮮側に継承されるもののがかなりある。又地方公債は全部朝鮮が継承する外、その他の普通公債は或る標準に従つて、朝鮮側に分割負担されることになる。更に、戦時公債にして、朝鮮側の所持する分について、日本は責任を負はない。

第2案

イタリア条約起草の際における米英案の処理方法である。これに従えば、公債使途の如何を問わずその所持者が朝鮮にあるものについては、朝鮮側に継承される。この場合の所持者とは、公債の権利の所在地、即ち登録公債では登録地（元利、利子支払地を含む）、非登録公債では、証券の所在地を意味するものと解すべきであろう。然るとき、登録地を朝鮮とする登録公債、並びに引揚に際して残留してきた公債全部に対する日本の責任はなくなることになる。

第3案

公債の費途による取扱いである。即ち朝鮮事業公債の如く、朝鮮の開発の為めに起

債されたものは、朝鮮地方債と共に、その所在の如何を問わず、全部朝鮮側に継承されることである。（注1）

朝鮮に在る日本財産が、朝鮮側に継承されるとすれば、それらと、見合関係に立つている公債が朝鮮側に継承されることは合理的の処置と言えよう。

なおこの場合でも軍事公債については、サン・ジェルマン条約の型に依つてその免責を主張したい。又被接收公債についても免責を主張したい。

(注1)

日本発行の普通国債の中には、朝鮮事業公債法により起債されたものが、凡そ23億円ある。これは所謂赤字公債ではなく、起債により得られる財源は、原則として一定の費途に充てる条件の下に発行せられる。所謂の事業公債である。しかもその費途は、鉄道の建設改良・塩田築造・煙草製造・炭鉱開発・道路港湾の建設・治水・砂防・通信施設・開墾開拓等朝鮮の生産開発に役立つものに限られており、毎年内地で起債され、如何なる公債が朝鮮事業公債法により起債されたかは、大蔵省についてわかる。

即ち事業公債は、現地の公共事業と密接な関連を有し、謂ば、現地公共財産の担保附公債とも言うべき性格を有し、殊にサン・ジェルマン条約等で、担保附公債と認められている。鉄道買上建設公債は、21億8千万円に達している。

保 険

1. は し が き

(1) 簡易生命保険

朝鮮における簡易生命保険業務は昭和4年11月1日から内地の制度とは別個に、総督府の制令に基き、通信局監督の下に、朝鮮各地の郵便局により実施運営されてきた。その会計は朝鮮総督府の一般会計とは別個の特別会計によつて行われた。終戦時における積立金は昭和19年8月2億余円に達している。

加入者の大部分は朝鮮人で、約9割に及んでいる。

積立金は公共団体への貸付、公共事業の為に発行される債券の引受、保険加入者の貸付等、主として現地で投資されていた外、国債保有、並びに大蔵省預金部預金として、内地で運用された。

(2) 郵 便 年 金

朝鮮における郵便年金も簡易保険と同様、内地の制度とは別に、総督府の制令により実施せられてきた。

その積立金は2百万円で、その運用方法は、簡易保険の場合と略々同様である。

(3) その他の保険

保険会社による生命、火災、海上保険等がある。

金額は不明であるが、現地人関係の分は少ないと推定される。

2. 条約上の先例

保険は契約の一種であるから、契約の取扱いの問題であるが、社会保険については、割譲の際に規定を設けている例が多い。

これは、社会保険は社会大衆の福利厚生を目的としているから、割譲に際しても、できる限り従来と同様の制度を維持し、出来る丈保険契約書を保護しようとする為である。

その他の保険契約の取扱いについて規定した例は見あたらない。

(1) ベルサイユ条約

割譲地域内において、ドイツの公私機関が、社会保険、又は官営保険を經營する為積立てた部分の準備金を継承国に引渡すことにより、ドイツ側はその責任を免れる。

引渡しの条件はドイツ政府と関係国政府との間において取極められる。(312条)

(2) サン・ジェルマン条約第312条並びにトリアノン条約

第258条にはベルサイユ条約と同様の規定がある。

(3) イタリア条約

第14附属書第7項によれば、割譲地域の住民に対するイタリア公私機関の社会保険に関する債務と、それに応ずる部分の積立金が、継承国とイタリアとの間に締結される特別の取極に従つて、継承国の同様機関に移転される。社会保険とは、大衆の福祉に關係のある生命保険、その他各種の年金を意味すると解する。

3. 予想せられる措置

前記諸条約の例に鑑みて、日本と朝鮮との間の社会保険については、日本と朝鮮との間に締結される協定により、保険義務は朝鮮に継承され、日本は責任を免れることが取極められるであろう。この場合、前記条約においては、積立金を継承国に引渡すことにより、割譲国はその責任を免れている。従つて日本の場合も同様に積立金を引渡さねばならないであろう。

なお日本の場合、積立金の大半は朝鮮で利用されており、現地財産になつてゐる。

社会保険と認められないその他の保険、例えば火災保険、海上保険、簡易保険以外の生命保険等の取扱については、ヴェルサイユ条約の例の如く、特にその為の規定が設けられるであろう。

4 日本の対策

朝鮮における我が社会保険の大半たる簡易保険並びに郵便保年金は、共に内地とは別個の制度の下に営まれ、その積立金も大部分現地で運営せられた。従つて積立金と直接関連を持つ積極財産が、現地に存在しているのであるから、この分は、積立金を引渡すことなく、現地財産をもつてこれにあてる事としたい。

即ち貸付金、債券引受並びに國債保有の中朝鮮事業公債によるものは、これらに見合う財産が現地にあるから、積立金を引渡さない。

軍事公債保有については、譬へ軍事公債に対する責任を日本が免れるとしても、社会保険制度保護の趣旨から、積立金の引渡しを全々免除されることはできないであろう。即ち、積立金引渡しの必要あるのは、國債保有並びに大蔵省預金部預金の或部分である。

恩 給

1 はしがき

昭和23年8月27日付「朝鮮情報」所載、京城發朝通特報(KIP)によれば、朝鮮總督府朝鮮人官吏55、378人分の恩給として、1945年8月現在の価額で506、194、970円を日本政府に対し要求しようとしている。情報簡単にして、その内容明らかでないが、朝鮮が日本に対して恩給に関する請求をしてくることは予想される。

恩給には色々の種類があるが、本項では、わが恩給法に基いて朝鮮人に発生した、又は発生すべかりし年金並びに1時金を指すものとする。

2 朝鮮人に対する恩給支給現状

日本に在留する朝鮮人の地位は未だ決定していないが、恩給局は日本在住の朝鮮人恩給権者に対しては恩給を支給している。朝鮮に在住する者に対しては事実上不可能であるから、支給を停止している。(これら朝鮮人恩給権者の数、支給額については、恩給局に照会中)

今後朝鮮人の国籍決定の方法が決まった時、朝鮮人恩給権者が依然日本国籍を保有すれば問題はないが、日本国籍を失つた者については、わが恩給法第9条に「国籍ヲ失ヒ

タルトキ」は年金たる恩給を受ける権利が消滅する旨を規定しているが、これはノーマルな場合を予想したものであるから、今度の如き場合に直に適用されるか否か問題である。勿論すでに支給すべくして何等かの理由のため未支給となつてゐるのは、金銭債務の問題であつて、ここにいう恩給の問題ではない。

3 国際法上の前例

領土変更に伴う旧国籍喪失者が有していた恩給権に関しては、国際法上の学説規則がない。

今主な条約の規定をみれば、

(イ) ヴェルサイユ条約

フランスに割譲せられたるアルザス・ローレンに関する特別規定があるのみで、一般規定はない。本条約第62条第1項によればアルザス・ローレンについては、1918年11月11日までに同地において権利を取得せられ、且つその支出がドイツ帝国の予算の負担であった軍人及び非軍人の一切の恩給費を、ドイツ政府が依然負担する。

(ロ) サン・ジェルマン条約

第216条によれば、本条約により奥地利國以外の國の國民と認められ、又はその國民となるものは、自分の恩給金につき奥地利國政府に対して何等請求権を行使出来ないと規定されている。

(ハ) ローザンヌ条約

前項同様の規定が第61条にある。

(二) イタリア平和条約

第14附属書第8項によれば、本条約に基き継承國の國籍を取得した者が、本条約実施期において、イタリア國家、市又は他の地方官庁の勤務に対して有する文官又は武官の恩給の支払についてはイタリア國が引続いてその責任を負う。この際「まだ支払期日の来ていない、恩給受領権（pension right）も含むで」支払う責任がある旨規定されている。

「支払期日、、、、」の意味については、イタリア國の恩給支給に関する法令を研究しなければ、その意図する内容は分らないが、未だ恩給権発生事由が生じない者でも、現在の勤務を継続するとしたならば、将来恩給権発生事由が生じて恩給権を取得するであろう者についても、恩給を支給すべき意味であると考えられる。そしてその方法につ

(358)

いては、別に継承國とイタリア國間で取極を行なうべき規定がある。右については、別に既に発生している恩給権の各支分権について、その支払期日到来以前と解すことも考えられるが基本権たる恩給権が確立している以上、その各支分権につき、支払期日前の前払を認めることは意味なく、且つ恩給受領権とは恩給を受領すべき原権であつて、支分権はこの原権から派生する金銭債権であつて、条約でいう恩給受領権とはこの原権であると解すべきではなかろうか。

トリエスト自由地域についても同様のことが第10附属書第8項に規定されている。

4 予想される処理方法

日本と韓國との関係は、前項諸条約における復領土國と継承國との関係と必ずしも同じではないからこれらの前例が直に日本、朝鮮の恩給問題処理に適用あるものとはいえないが、イタリア条約は最近の事例であり、且つトリエスト自由地域の例は、旧領土主権國からの分離の点で、朝鮮の場合と類似していること、又朝鮮の側には併合を罪悪視しようとする態度が予想される点アルザス・ローレンの場合に類似している。

これらのことからかんがみて、朝鮮に対する恩給は、イタリア条約並びにアルザス・ローレンの場合の如く、日本が責任を負うことになる可能性が強い。

5 日本側の対策

イタリア型若しくはアルザス・ローレン型に処理せられるときは、朝鮮と日本の従来の関係朝鮮の人口面積等の諸点、イタリア及びアルザス・ローレンの場合と甚だ異なり、日本の負担は極めて大といふべきである。

(1) 朝鮮における勤務に基いて発生した恩給権は、朝鮮現地の行政と関連するから、この分は恩給積立金を引渡すことにより日本がその責任を免れるように主張すべきである。

又日本引受けの恩給権については、恩給法の範囲内で行いイタリア条約の如き、未発生恩給受領権の引受けは拒否せねばならない。短期間の勤務に対しては、1時退職金の制度があり、条約の規定をまたず、既に恩給法によつて、それ相当の分が認められているのである。

(2) 日本が引受けざるを得ない恩給については、必要資金をランプ・サムとして一括又は、一定の年賦により朝鮮に引渡すことにより、日本は個々に恩給を支払う煩を免れるようになることが簡易な方法であろう。

(359)

預 金

1. は し が き

日本が朝鮮において負うている現地における預金債務は郵便貯金1億9千5百万円、振替貯金8百万円、並びに銀行預金5億1千万円と推定せられる。銀行預金の中3千万円は日本に本社を有する金融機関の支店の預金で、他は全部朝鮮に本社を有する本邦系金融機関の預金である。

郵便貯金による資金は内部郵便貯金の場合と同様大蔵省預金部に預託せられていた。

銀行預金資金の大部分は現地において投資せられていたと見るべく、現地人（朝鮮人）貸出推定額は、上記5億1千万円の預金高に比して、9億2千9百万円と推定せられ凡そ4億1千7百万円超過している。

2. 予想せられる措置

預金債務は金銭債務の一種であるが、其の額が大きく且つ当事者の一方が国家又は金融機関である点から見て他の金銭債務とは別に、特別に研究する必要があると思われる。

国際法上並びに条約先例では、特に預金債務に関する規定はない。従つて一般金銭債務の処理方法、並びに現実の特殊事情を考慮して決定されることになろう。

(イ) 朝鮮に本社を有する銀行の預金

これに属するものは鮮銀、殖銀、朝鮮貯蓄、朝鮮信託、朝鮮無尽、朝鮮商業等の金融機関である。

これらの金融機関の有する現地預金は、在外に本店を有する会社の内地支店清算に関する総司令部の方針によれば、先ず朝鮮の關係当該機関の財産から支払われ、これで不足の場合は、その他の在朝鮮日本財産から支払われ、それでも不足の場合には、關係当該機関の日本内地財産にかかるのであるが、実際には前記通り貸出が預金を上廻っている状況であるから、預金は当該金融機関の財産から支払つて余りある状況である。従つて本号(イ)の債務解決は困難な問題が生じないと思われる。

(ロ) その他の預金債務

本号に云う預金債務は郵便貯金、郵便為替貯金、並びに、日本内地に本店を有する、帝国、安田、三和、東拓等の、朝鮮に在る支店の有する預金債務である。私有財産尊重は国際法上の通念であるから、これらの預金債務の支払は保障されるであろうが、問題はその支払方法である。

前(イ)号の例、並びに在米正金銀行預金支払の例（注1）等にかんがみれば、本(ロ)号の債務も、第1段階には、直接関連ある現地財産から支払われる可能性が強い。

(注1) 情報によれば、在米正金銀行支店の外国預金者は、当該正金支店から支払を受ける。他方正金本店の外国人預金者は、在米正金支店から支払いを受けられない。即ち現地財産はそれと地域的に関連ある債権債務関係において処理される。

3. 日本の対策

これは在外財産処理の一般問題であるが、地地で発生した債務は、現地財産から支払いを受け、これで未だ不足の場合は、内地に追求してくる原則を採用すべきである。朝鮮の場合、現地に在る積極財産が消極財産を遙かに超過すると推定されるから、実際に不足が生じて内地へ追求してくることはなかろう。

銀行為替尻

1. は し が き

本項は為替尻について形式的に論じたのであるが為替の成立の主な原因は物資交流によるものであるから、これとの関連において更に検討する必要あり、日本と朝鮮の場合はたまたま本邦系銀行間の為替尻であるので本項の如き結論が考えられるのであるが若しこれが外国銀行とのコルレス勘定であつたとしたならば当然我方の債務となる性質のものである。

日鮮間の銀行為替は同一銀行間と他銀行間のものとがあり、これらは為替集中制度の結果、結局は朝鮮銀行本支店勘定となる性質のものであつた。終戦時における各銀行本支店間並びに他店間の為替尻は、我が調査によれば71億余円内地側の負担となつてゐる。

接収後の朝鮮銀行発行の調査月報によれば、朝鮮側は為替上の対日債権として78億円に上る額を算出している。1945年12月6日付朝鮮米国軍政部法令第33号により同年8月9日以後は、日本財産の移動が禁止せられるに拘らず、16億円の送金が日本人により同日以後行われたるものとして、右78億円の中に計上されている。この16億円の数字は日本側調査では未詳である。

2. 予想される措置

銀行為替尻は金銭債権債務の一種である。割譲地に対する金銭債務はイタリア条約第14附属書第13項トリエストに対するものは第10附属書第13項により支払うべき

ことが規定せられている。その他ヴェルサイユ条約を見ても戦争に関係しない既存金銭債務は敵国間においても支払わるべきことは国際法上の通念であり、我が債務となつてゐる銀行為替尻を支払うことは原則論として勿論のことである。

但し、実際には日鮮間の為替関係は総て日本の金融機関間に存在するもので、朝鮮側の機関が為替の主体となつていないから、日本が朝鮮に対して負う負債ではない。

前項に述べた朝鮮銀行調査月報によれば、日鮮間の銀行為替尻は、結局朝鮮銀行本支店間の貸借に置き換えられるものであるから、朝鮮銀行を接收した朝鮮側が有する債権であると主張するものと思われる。

併し同一銀行内の本支店勘定に云う貸借関係は、同一人格内における単なる計算の技術的方法であつて、実質的の債権債務関係でない。そして朝鮮銀行の接收と云うこととは、朝鮮側が朝鮮にある朝鮮銀行の財産関係処理権を得たことであつて、同銀行の人格を包括的に継承したことではないと解せられる。従つて、為替尻を日本側の債務として請求してくる理由に乏しい。

又、最近指令された、在外に本店を有する会社の内地支店の清算方法は本支店勘定を考慮していない。

以上のことから見て銀行の本支店勘定である為替尻の貸借関係は、日本に支払う責任はないものと考えられる。

金 銭 債 務

1. は し が き

金銭債務も他の債務と同様対外債務並びに在外債務の2つのカテゴリーに区別される。

前者は、債権者は朝鮮に在る朝鮮系統の商社もしくは個人、債務者は日本に在る日本系商社もしくは個人の場合であり、後者は、朝鮮に在る朝鮮系と日本系の商社もしくは個人間の金銭債務である。

2. 国際法並びに条約先例

分離又は割譲の際の、金銭債権債務に関する、具体的国際法規はない。かかる債権の効力を認めるためには、そのための規定を設けなければならない。

(イ) ヴェルサイユ条約

アルザス・ローレンとドイツとの間に、1918年11月11日（同地が仮領とな

(362)

つた日—5.1条）以前に生じた金銭債務はその効力を認められ（7.5条2項）、相互に清算される。

右は本稿2項に言う対外債務である。アルザス・ローレンに在るドイツ人とアルザス・ローレンとの間の金銭債務、即ち在外債務は、同地から強制退去せしめられたドイツ人の残置財産がフランスにより留置清算せられるのであるから（5.3条、7.4条）この際決済される。なおこれによつても未だ債務が残るときは、清算所を経て決済されると解せられる。

(ロ) イタリア条約

イタリア条約第1.4附属書第1.3項には、イタリア国が割譲地域内に在る者に対して負うている債務は、譲渡によつて影響されない。この際両国は、右の債務決済を容易ならしめる義務がある。

トリエスト自由地域についても右と同様の規定がある。（1.0附属書1.3項）右の諸規定は渉外債務に関する規定であつて、在外債務の規定ではない。

イタリア条約の場合、割譲地にあるイタリア人は強制退去を命ぜられることもなく、その私有財産は尊重されているから、割譲地域内における債権債務関係は国内問題であつて、特に条約で取極める必要がない。

3. 予想される措置

国際法上の通念並びに先例に鑑みて、日本の朝鮮に対する渉外的金銭債務の効力を持続する規定が設けられるであろう。

在外的金銭債務は、朝鮮の事例がアルザス・ローレンの場合に類似しているから、これに類似した措置が採られる可能性が強い。即強制退去せしめられた日本人の残置財産から支払われることになるであろう。但し朝鮮に残置せられた日本財産の維持保管が完全でないと考えられるから、清算上困難な問題が起る畏れがある。

以上の場合、認められる債権債務は、米国軍政部軍令第3.3号に規定する、1945年8月9日以前のものとされるであろう。

4 日 本 の 対 策

所謂渉外的債務が相互に認められるとすれば、日本側の債権が朝鮮側のそれを超過していると推定されるから、これは日本にとって望ましいことである。併し相殺の結果残額があつたとしてもこれは、日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏

(363)

後における初期の基本的指令第28項に基き没収されるものと考えられる。

在外的債務については、主体たる日本人は、所得財産を残置し、退去を余儀なくされたのであるから、総ての債務について残置財産との見合いにおいて清算されること絶対に必要である。そして清算方法はプール清算制度によらねばならない。

債務発生の時期につき、日本側としては出来る限り長い期間少くとも正式に休戦を受諾した日までに成立したものを有効と認める如く努力すべきである。終戦前後日本側の債権の増加が推定されるからである。

(参考)

在朝鮮日本財産に対して採られたる措置（管、經濟課）（昭24、4）

朝鮮に在る日本財産は、終戦後、軍令第33条に基き、米国朝鮮軍政部に帰属し更に米韓初期財政資産協定に基き韓国政府に引渡されることとなつた。

(1) 軍令第33号に基く措置

本軍令は1945年12月6日に発令され、在朝鮮日本財産の帰属に関して規定している。本令によれば、1945年8月9日以後、公私を問わず、日本並びに日本人によつて所有せられている財産は総て、1945年9月25日現在を以つて米国朝鮮軍政部に帰属し、所有せられることが規定されている。

1945年8月9日を標準としたことは、同日はソ連軍が満州に侵入を開始した日であつてこの日以後、朝鮮にある所有財産の移転措置を行う日本人が増加した為め、それらの行為を禁止せんとする目的であろう。

(2) 初期財政資産協定

本協定は、1948年9月11日、米国と韓国政府との間に締結せられた。第5条によれば財産の引渡しについて次の様に規定されている。

軍令第33号により米国軍政部に帰属させられた財産の中協定第1、第9条に定められた例外的の場合を除いて総ての地金、銀行預金及びその他の流動資産（liquid assets）は直に韓国政府に引渡される。その他の財産は逐次引渡される。

1949年4月5日付、朝鮮研究所報記載の資料によれば、韓国政府は、米国から引渡しを受けた、帰属財産について、「帰属財産処理法」案を作り、それらの処理方法を定めている。これによれば、米韓協定によつて、韓国に引渡された諸財産の中農地を除いた一切のものを対象としている。

(364)

太平洋戦争終戦時以前に韓国で設立された営利法人又は組合についてはその株式又は持分が帰属したものと見做し、財団法人、社団法人については、定款による理事行使権、又はその社員権が帰属したものと見做している。（第2条）帰属財産は国有に指定されたもの以外は、韓国民又は法人に払下げられる。（第3条）以上が在朝鮮日本財産に対して採られた措置の大綱である。これらの措置は、条約等により日本の承認があつて始めて国際法上日本を拘束するのであるが、大体の傾向としては以上の措置を、日本が承認せざるを得ないことになるのであろう。（恐らく日本が在鮮財産に関する一切の権原を放棄することを約束させられる形式をとることになろう。）

参考資料 2 日本の在外財産

(昭和25、9、25 条約局条約課)

日本の在外資産については、昭和20年11月8日付大蔵省令第95号により在外財産の所有者から報告を求めた。これに基く報告は、必ずしも正確と認められなかつたので、外務省及び大蔵省共同で昭和21年4月から昭和24年3月まで在外財産調査会を設けて在外財産の額を調査した。この調査の報告は、司令部に提出されたが公表は許されていない。

この調査は、個人財産及び陸海軍財産を対象外として民間企業及び国有財産の額を計算した。民間企業は、全部について完全な調査ができなかつたので、地域別にできるだけ多数の企業につき計算してその結果に基いて全体の財産額を推定した。表示価格は、昭和20年8月15日現在の円価すなわち1ドルを15円と計算したものによつている。

この調査によれば、日本の在外財産総額は、3,552億2千万円（236億8千百万ドル）で、その内訳は、

民間企業所有 3,201億3千4百万円（213億ドル）

國有財産 350億8千6百万円（23億ドル）

となつてゐる。

また、地域別総計額の比率は、次のとおりである。

朝鮮 20パーセント

台灣 10パーセント

(365)

満 州 37パーセント
北 支 16パーセント
中 南 支 9パーセント
その他(樺太、南洋群島、南方地域、欧州、米大陸等) 8パーセント

昭和23年12月10日調査会
在外財産調査会

在外財産推定一覧表
(個人資産及び陸海軍財産を除く)

地 域 被 調 査 会 社 數	被 調 査 單 位	民有企業所有資産額			被調査会社の資産額			推 定 額			國有財産			総 計			地域別 比率		
		不動産	動産	その他の合計	當該地通貨 (単位百万)	昭和20-8-15 當該地通貨 (単位百万)	當該地通貨 (単位百万)	國有財産 (単位百万)	國有財產 (単位百万)										
朝 鮮	432	¥ 1,000	24,676,314	5,851,870	2,300,016	32,828,200	63	51,524	\$ 3,435	16	\$ 1,284	19,265	\$ 70789	20					
朝 合	175	〃	14,467,271	5,957,655	315,528	20,740,454	80	25,884	\$ 1,726	8	\$ 593	8,890	\$ 4,719	2,319	10				
滿 州	110	〃	63,868,314	5,983,061	607,350	70,458,725	55	128,431	\$ 8,563	40	\$ 184	2,761	\$ 131,192	8,747	37				
北 支 那	1,524	1,000,000 通銀券	3,098,266	1,192,986	6,889	4,298,137	97	4,426,080	\$ 5,326	18	\$ 3,688	55,326	\$ 3,688	16					
中 南 支	3,100	1,000,000 債券	68,136,728	35,351,083	1,289,237	10,777,048	100	104,777,048	\$ 2,183	10	\$ 117	32,743	\$ 32,860	9					
そ の 他	1,407	¥ 1,000	10,522,300	10,112,073	2,806,386	23,440,759	89	26,226	\$ 1,747	8	\$ 4053	4,053	\$ 30,279	2,017	8				
樺 太	56	¥ 1,000	2,990,378	1,816,415	457,934	5,264,727	94	5,570	\$ 371	17	\$ 3786	3,786	\$ 9,356	25					
『その他の 南方地域(1) 内訳(2)』	44	¥ 1,000	334,972	116,172	49,834	500,978	100	501	\$ 33	0.1	\$ 18	267	\$ 768	51	0.2				
『その他の 南方地域(2) 内訳(3)』	855	¥ 1,000	6,269,459	7,184,894	566,803	14,021,156	88	15,918	\$ 1,061	4.9	\$ 1,061	15,918	\$ 1,061	4.2					
『その他の 地域(4)』	101	¥ 1,000	677,467	337,473	8,616	1,043,556	83	1,264	\$ 84	0.4	\$ 84	1,264	\$ 1,264	0.3					
総 計	351	¥ 1,000	250,024	637,119	1,723,199	2,610,342	88	2,973	\$ 198	0.9	\$ 198	2,973	\$ 198	0.8					
								\$ 21,342	100		\$ 35,086	35,086	\$ 355,220	100					
												\$ 21,342	\$ 23,681						

General Table on Estimates of Japanese external assets
(Excluding Army, Navy and individual assets)

20th Report Dec. 10, 1948

Location	No. of firms & concerns investigated	Unit	Assets Owned by private enterprises						State-owned Assets	Total Percentage for each location
			Amount of Assets of Investigated firms & concerns	In local currency	Total	Ratio of investigated amount to the surmised total	Summed total Yen (\$)	Percentage in Japanese Yen (\$)		
1	2	¥1,000	24,676,314	5,851,870	2,390,016	32,828,200	63	51,524	16	19,255 11 12
Korea	432	¥1,000	24,676,314	5,851,870	2,390,016	32,828,200	63	51,524	\$3,435	\$1,284 20
Formosa	175	¥1,000	14,467,271	5,957,655	315,528	20,740,454	80	25,884	8	8,890 34,774 10
Manchuria	110	¥1,000	63,868,314	5,983,061	607,350	70,458,725	55	128,431	40	\$533 \$2,319
North China	1,524	Million F.R.B.	3,098,266	1,192,982	6,889	4,298,137	97	4,426,080	\$ 8,563	2,751 \$131,192 37
Central & South China	3,100	Million C.R.B.	68,136,728	35,351,083	1,289,237	104,777,048	100	104,777,048	\$3,658	55,326 16
" Others "	1,407	¥1,000	10,522,300	10,112,073	2,806,386	23,440,759	89	26,226	\$2,183	\$3,658 9
Contents of "Others" (Saghalien) (South Sea Islands) (Southern Area 1) (" 2)	56	¥1,000	2,990,378	1,816,415	457,934	5,264,727	94	5,570	82,1747	\$ 8 \$2,191 8
Europe, America & others	351	¥1,000	334,672	116,172	49,834	500,978	100	501	\$33	4,053 30,279 8
Total	6,748		250,024	637,119	1,723,199	2,610,342	88	2,973	\$198	2,973 0.8
								320,134	100	\$198 \$55,220 100
								\$21,342		\$23,681

賠 償 問 題

既に支払ったもの

9万2千メートル・トン（撤去施設）—3億8千7百万円

1 \$ = 15 ¥ 25, 800, 000 2千5百80万\$

戦前の円換算（中間賠償3割引渡—中国、比島、蘭、英）

日本政府の支出 100億円

比島の対日要償額（マニラ A F P 3月20日電）

80億ペソ（40億ドル）

(イ) 日本占領軍によつてフィリピンに流通された通貨の回収費

20億ペソ

(ロ) フィリピン人に対する強制労働の補償費

20億ペソ

(ハ) 戦争中に殺されたフィリピン人に対する年金及び私有財産の破壊補償

費 40億ペソ

戦 前 債 務

1948～6月（元本及び利息）

ポンド外債 86, 549. 031

ドル外債 93, 078. 052

フラン外債 654, 326. 462

1949～9 現在

東 拓 債 \$ 11, 610. 500

台湾電力債 \$ 3, 750. 000

担 保 の 廃 止

債務者の政府肩替

イタリア平和条約第81条

1 戦争状態の存在は、戦争状態の存在前に存在した債務及び契約並びに取得された権利から生ずる金銭債務であつて、この条約の実施前に支払期日が到来し且つイタリア国の政府若しくは国民が、同盟及び連合国中の1国の政府若しくは国民に対し負つているか、又は同盟及び連合国中の1国の政府若しくは国民がイタリア国の政府若しくは国民に対し負つているものを支払う義務に影響するものと、それ自体としては、みなされない。

（367）

- 2 この条約において明白に別段の規定ある場合を除き、この条約のいかなる規定も、イタリア国の政府又は国民のいずれかの結んだ戦前の契約から生じた債務者、債権者関係を害するものと解されてはならない。

終戦処理費の計数

(予算額)

45—46—47

合計 ￥105,955,797,762.75

48

￥107,062,395,000

49

￥125,242,734,000

50

￥109,061,566,000

総計 ￥447,322,492,762.75

億 万

参考資料 3 吉田ダレス往復書簡に関する擬問擬答

目 次

- 1 日本がおつとせい条約を廃棄した経緯いかん
- 1 日本はなぜ戦前国際捕鯨協定に入らなかつたか
- 1 「日本政府が有する国際的権利の放棄を意味せず」とはどんな意味か
- 1 アメリカの150マイル禁止区域説の根拠いかん
- 1 最近東支那海方面で漁船が中共側にだ捕されているが国際法上許される行為と考へるか
- 1 今後このような捕行為がひん発するものと思われるが、これに対する政府としての対策いいん
- 1 書簡中「国際的又は国内的措置によつて措置が既にできているすべての水域における現保存漁場」とは、どこどこを指すか。
- 1 講和後許可する漁場はどこか、自發的に禁止する漁場はどこか

(368)

- 1 「1940年の日本国民又は日本漁船の操業漁場」とはどこどこを意味するか
- 1 往復文書と現在のマ・ラインの拡張ないしは撤廃問題との関係いかん
- 1 このような文書を交換することは、日本が将来諸外国との間に漁業に関する取極をなす場合、不利な問題を残さぬか

1 日本漁船の操業を禁止すべき「国際的処置によつて濫獲から保護するための措置が既にできている現保存漁場」とはどこを指すか

1 日本漁船の操業を禁止すべき「国内的処置によつて、濫獲から保護するための措置が既にできている現保存漁場」とはどこを指すか

1 諸外国との間に締結されるべき漁業協定の構想いかん

1 ブリストル湾のさけ漁業に関する外務省発表の経緯

1 日本がおつとせい条約を廃棄した経緯いかん

1911年のおつとせい条約を改訂する必要性は永く感じられていたが、その試みが成功しないうちに、おつとせいの頭数は急速に増加し1940年には220万頭を数えるに至つた。日本は、漁業国として、おつとせいの被害が甚大となり、なお年を逐うて被害が増加するすうせいでこれを憂慮し、遂に1940年10月23日、米英ソ3国大使あてにおつとせい保護条約の廃棄を通告するに至つた。なお日本は、その時日本側の希望を容れた新条約を締結する意向があることをも明らかにした。その希望事項の主なものは、場所により海上獵獲を認めること及びおつとせいの総頭数は85万頭を標準とすることの2つであつた。

その後日本と米国との間には新条約締結の基礎となるべき交渉が重ねられたが両者の意見が一致を見ないうちに、1941年10月23日同条約は失効するに至つた。

1 日本はなぜ戦前国際捕鯨条約に入らなかつたか

1931年のジュネーヴ条約は、その前年この条約を協議したベルリンの捕鯨専門委員会で、ソ連がこの条約に加入しないことと、セミ鯨の相当量がなお見込まれることを理由に、セミ鯨の捕獲禁止から北太平洋を除外するよう要求したが容れられなかつたため、これに加入しなかつた。

1937年のロンドン国際捕鯨会議には、時日切迫し、準備が充分できなかつたため、これに参加せず、従つて1937年協定にも加入しなかつた。

翌1938年のロンドン会議には正式代表を派遣したが、日本側の要求する南氷洋使

(369)

用母船の北太平洋転用が認められなかつたので、右に関する留保を付し、1ヵ年の期間を置いて1937年協定と1938年議定書に加入するに必要な立法上その他の手続を進める用意のある旨、並びに協定に正式加入する以前においてもできうる限り協定の趣旨に沿うべく措置する旨の声明を行なつた。

その後、翌1939年に主要捕鯨国 の 非公式会議が開かれ、日本も正式代表を送つた。その際前年度議定書中の日本側の留保事項が容れられたので、その効力発生を条件に1939～40年度漁期開始までに協定加入を重ねて表明したが、欧州戦争の勃発によりこれを期待できなくなつた上に、南氷洋に出漁する国が減少して捕鯨制限を行う必要もなくなつたので、事態が平常に復するまで協定加入を延期するに決し、その旨を英独に通告しその後日本も戦争に参加し、今日に至つたのである。

1 「日本政府が有する国際的権利の放棄を意味せず」とはどんな意味か

日本は、講和条約によつて、完全な自主独立を回復した後においては、通常の主権国家が有するすべての国際法上の権利を有することになる。たとえばいづれの国家の領海にも属しない海洋においては、日本は自由に漁業を行いうることになるものと考えられる。今回の往復文書は、このような通常の主権国家が国際法上もつているいかなる国際的権利をも永久的に放棄することを意味するものではなく、日本がそれ自身の意思に基いて、自発的に、この権利の行使を部分的に自制したことを明らかにしたものである。

1 アメリカの150マイル禁止区域説の根拠いかん

いわゆるアメリカの150マイル禁止区域説は2、3の新聞紙上に伝えられているようであるが、公式には何も承知しておらない。

1、最近東支那海方面で漁船が中共側にだ捕されているが国際法上許される行為と考えるか

中国における共産主義政権がいかなる理由で日本船をだ捕したかについてはいまだ明らかでない。しかし日本の漁船は、公海においては、連合国最高司令官及び日本政府の排他的管轄権の下にあり、単に公海に出漁したという理由である場合には、このようなだ捕が不法であることはもちろんである。

1、今後このようだ捕行為がひん発するものと思われるが、これに対する政府としての対策いかん

政府においては、目下だ捕事件の詳細な資料を取急ぎ集めている。これが検討の結

果、中共政権側のだ捕が不当であれば連合国当局の援助を得て、至急実効のある対策を立てたいと考えている。

1、書簡中「国際的又は国内的措置によつて措置が既にできているすべての水域における現保存漁場」とはどこどこを指すか

A 国際的措置としてでき上つているものは、次のとおりである。

1、北太平洋とベーリング海のハリバット漁業の保存のためのカナダとアメリカ間の条約（1937年1月オッタワにて調印）

（内容） ハリバット漁業の保存を一層効果的にするため毎年11月1日より2月15日までアメリカ合衆国及びカナダの領海並びにアラスカの南岸及び西岸を含めてアメリカ合衆国及びカナダの西岸沖の公海におけるハリバット漁業を禁止する。

なお、この条約に基く国際漁業委員会の規則は、条約適用水域における漁獲の最高限度、漁具制限、未成育魚保持のための禁止区域等につき厳重な規定を設けている。

2、フレーザー河系のソッケーさけ漁業の保護、保存及び拡張に関するカナダとアメリカの間の条約（1937年7月効力発生）

フレーザー河系のソッケーさけが近年はなはだしく減少しているのでこの資源を回復し維持するため、国際太平洋さけ漁業委員会を設けて、さけの捕獲の制限、調査、養殖等を行う。委員会は、ソッケーさけの生態調査、養殖作業の実施、適用水域における捕獲の制限又は禁止、漁具制限等を行う権限を有する。

3、アメリカ合衆国とカナダの間のおつとせい協定

日本の廃棄によつておつとせい保護条約の失効した1942年両国の結んだ暫定協定でおつとせいの海上獵獲禁止水域を北緯30度以北東経180度以東の水域とし、ブリビロフ島で毎年獵獲されるおつとせい皮のカナダの分前を20%とした。

この協定は、昭和22年12月両国の交換公文により引き続き効力を存する。

B 国内的措置としては、その保護措置の最も著しいものとしてアラスカ水域におけるさけの保護があり、これは遡及するさけの50%以上の漁獲禁止、特定漁具以外の使用禁止等を規定している。

C 以上のお外、アメリカ合衆国は、メキシコとの間には、両国沖のマグロ魚類の科学的調査等に関し、またコスタリカ共和国との間には東太平洋におけるマグロ漁船の捕獲するキハダマグロ、カツオ並びに他種の魚類で共通の関心の対象となつてきもの保存のための実情調査に関して、それぞれ委員会を設けることを定めた協定をもつてゐる。

1 講和後許可する漁場はどこか、自発的に禁止する漁場はどこか

書簡中にある通り1940年当時の日本人の出漁の実施がなくしかも保存措置の講ぜられている漁場のみが自発的禁止の対象となるが、この中では東太平洋及びベーリング海のさけ漁業、ハリバットが主なもので、この外、米国領海内で主として漁獲されるにしん、いわし等が含まれるであろう。まぐろについては、未だ資源調査の段階であるが、今後保護措置が講ぜられるものと思われる所以その事情をも考慮しなければならぬであろう。

1 「1940年の日本国民又は日本漁船の操業漁場」とはどこを意味するか

1940年の日本国民又は日本漁船の操業漁場で外国と関係のある主なものには次のものがある。

(1) 露 領 漁 業

沿海州、北樺太、オホツク、堪察加半島東西両海岸、カラギン、及びオリュートルスキー区の極東ソ連沿岸において日魯漁業株式会社、佐野助治、荻布宗太郎の租借に係る漁区は鮭鱈332ヵ所、蟹漁区17ヵ所計349の漁区であり、陸上設備としては罐詰工場33ヵ所(82ライン)冷凍、冷蔵工場40ヵ所、魚糧工場5ヵ所が存在し、約1万9千名の従業員が渡航、漁業に従事した。

(2) 母船式蟹漁業

日本水産株式会社所有の母船4隻、附属漁船約50隻が4月下旬より9月上旬にわたつて堪察加西岸特にカフラン湾周辺に出漁した。

(3) 母船式鮭鱈漁業

クロノフスキーヨー岬以南の堪察加海岸及び北緯53度以南の堪察加西海岸公海において5月中旬から8月中旬にわたつて太平洋漁業株式会社は母船10隻附属漁船250隻を出漁せしめた。

(4) 冷凍工船漁業

(1) ベーリング海方面

日本水産株式会社は6月上旬から7月下旬にわたる間ベーリング海東南部に冷凍母船1隻、附属漁船としてトロール船1隻、底曳網漁船8隻を出漁せしめた。

(2) 堪察加西海岸方面

日本水産株式会社は7月から8月にわたる間堪察加西海岸沖合に冷凍母船1隻、附属漁船としてトロール船1隻、底曳網漁船4隻を出漁せしめた。

(5) 母船式鯨漁業

北洋捕鯨株式会社は母船1隻、捕鯨船及び運搬船各4隻を6月中旬より9月初旬に至る間堪察加東海岸、カラギン、オリュートルスキー沖合ベーリング海及び北冰洋方面に出漁せしめた。

(6) 千 島 漁 業

千島を根拠として鮭鱈流網漁業、鮭鱈建網漁業、蟹底刺網漁業、捕鯨業、鱈漁業、海獣、採藻、その他諸種漁業が經營された外、陸上に罐詰製造及び冷凍設備を有し、その従業員は約2万6千名を算えたのである。

(7) 沿海州沖合底曳網漁業

北海道沿海州機船底曳網漁業水産組合、兵庫県沿海州出漁船組合所属の底曳網漁船約40隻はペートル大帝湾を中心として沿海州南部及び中部の水域に3月—5月及び9月—11月の時期に出漁した。

(8) 支那東海、黃海のトロール及び機船底曳網漁業

内地、朝鮮、台灣、閩東州、青島、芝罘、上海等を根拠として約70隻のトロール船及び約1,000隻の底曳網漁船が東支那海及び黃海において操業した。

(9) 南支那海のトロール及び機船底曳網漁業

内地、台灣、ツーロンを根拠として約18隻のトロール船及び16隻の底曳船(東支那海黃海と兼用)が南支那海方面で操業した。

(10) メキシコ湾及びカリフォルニア湾のトロール漁業

日本水産株式会社及び林兼商店は12月より翌年3月に至る間トロール船18隻、

運搬船2隻をメキシコ湾及びカリフォルニア湾に派遣し同地方の漁業組合と共同で本漁業を經營した。

(1) アルゼンチンにおける底曳網漁業

日本水産株式会社は、昭和11年ブエノスアイレス市に日亜合弁の亜国水産商工株式会社を組織するとともに同國漁業法の関係からトロール船姫路丸、釧路丸の国籍を同國に移して会社の所属とし、ラ・プラタ河口沖合を中心として操業した。

(2) 太平洋の鰹漁業

邦人が太平洋南方海域で、本漁業に従事した範囲はすこぶる広大であつて、内地、台湾、パラオ、メナド、ダバオ、タワオ、アンボン、タルネー等を根拠として、東はミッドウェーないしハワイ群島附近から西は南支那海、南は南洋群島の周辺セレベス、バンタ海に及び、その出漁漁船は数百隻に達した。

(3) 白蝶貝採集業

パラオを根拠として約3百隻の漁船がアラフラ海アルート島附近を中心として白蝶貝の採集に従事した。

1 往復文書と現在のマ・ラインの拡張ないしは撤廃問題との関係いかん

日本が完全な主権を回復した後は、連合国最高司令官の設定したマ・ラインがそのままの形で存続することは考えられない。しかし諸外国のうちには、そのために日本漁船が世界の海に進出して濫獲を行うのではないかとの不安を抱いている向もあるので、首相書簡はこのような疑惑を解くため、わが国が主権回復後も、諸外国との間に漁業に関する公正な取扱いが結ばれるまでの間、日本は自発的に漁業活動を制限する用意のあることを表明したものである。従つてマ・ラインを現在拡張ないし撤廃する問題とはなんら直接の関係はない。

1 このような文書を交換することは、日本が将来諸外国との間に漁業に関する取扱いをなす場合、不利な問題を残さぬか。

戦前の日本漁業が諸外国に不信と不安を与えていたことは否定しない。従つて日本の主権回復後におけるわが國漁業の動きについても、関係国との間に多くの警戒心がいだかれている。首相書簡はこのような警戒心や疑惑を解き、対日講和を促進する上に役立つものと考えられる。

もちろんこのような自発的措置は、関係国との間に漁業に関する公正な取扱いができる

までの暫定的措置であつて、書簡中にも述べられているように、右は「日本政府が有する国際的権利の放棄を意味するものでない。」政府としても、すみやかに公海における漁場の保存と發展のため公正な取扱いのできることを期待している。

1 日本漁船の操業を禁止すべき「国際的処置によつて濫獲から保護するための措置が既にできている現保存漁場」とはどこを指すか

太平洋漁業に関係ある現行の国際漁業協定は、約9種あるが、そのうち右に該当すると思われるものは、

- (1) アメリカ合衆国とカナダとの間のおつとせい協定
- (2) 1937年1月29日オッタワで署名された北太平洋及びベーリング海のハリバット漁業の保存のためのアメリカ合衆国とカナダとの間の条約
- (3) フレーザー河系のさけ漁業の保護・保存及び拡張に関するアメリカ合衆国とカナダのためのグレート・ブリテン国との条約
- (4) 国際捕鯨取締条約

がある。

おつとせいについては、北緯30度以北、経度180度以東の全水域の海上捕獲を原則として禁止している。

ハリバット(1)については、米国とカナダの西岸、ベーリング海を含む北太平洋海域の領海及び公海において、「国際漁業委員会」の定める規則により、漁獲総高、1尾の重量、長さ、漁期、閉鎖漁区、漁具等についての制限がある。(2)

注1 ハリバットは日本名大鮣といい、寒海の海底に棲息する鱈の大形のもの、普通15~150尋に定住。

2 ハリバットの棲息区域は普通15~150尋であるからおおむね大陸棚の範囲と考えてよい。

フレーザー河系のさけ(3)については、フレーザー河と同河の注ぐヴァンクーバー島附近海域、並びに北緯48度と49度との間に含まれる領海及び公海において、「国際太平洋さけ漁業委員会」により定められる規則により、漁期その他の制限がある。

注3 フレーザー河系のさけを一般にソッケー・サケ(sockeye salmon)という、紅サケ(red salmon)を指す。

国際捕鯨取締条約は太平洋のみに関するものではないが、太平洋における捕鯨も、この条約により漁期、捕獲鯨の体長、操業区域、捕獲禁止鯨等の制限をうける。

なお以上のはか、ブリストル湾のさけ漁業に関して、昭和13年3月26日の日本外務省と米国務省との発表があり、これにより日本政府は「国際法に基き享有する諸権利の問題には累を及ぼすことなく」1936年（昭和11年）以来ブリストル湾において続行中の3ヵ年にわたるさけ漁業調査を一時中止し、また一般民間さけ漁船のさけ漁業も自発的に当分の間中止することを約した。

1 日本漁船の操業を禁止すべき「国内的処置によって、濫獲から保護するための措置が既にできている現保存漁場」とはどこを指すか

漁業に関する国内法はどこにでもあるが、とくに濫獲から保護するための措置ができる著しいものとしては、アラスカにおける漁業ことにさけ漁業の保護に関する合衆国内務省の法律及び規則がある。これによれば一定の禁漁区、禁漁期、漁具その他の制限が設けられている。

1 諸外国との間に締結せられるべき漁業協定の構想いかん

今後関係国との交渉によりはじめて決定されるべきものであるが、日本が有する国際的権利を不当に制限されることなく、しかも関係漁場の発展と保存に最も有効な公正な取扱が行われることを期待している。

1 ブリストル湾のさけ漁業に関する外務省発表の経緯いかん

日本漁船は昭和5年以来毎年1、2隻の工船が附属魚船を伴つてアラスカ沖公海に出漁して主としてカニ殻詰の製造とフィッシュ・ミールの製造に従事していたが、これらの漁業は米国で行われていなかつたので別段問題も起らなかつた。たまたま昭和11年より3ヵ年の継続事業として農林省がアラスカ・ブリストル湾方面のさけ漁業調査を実施し、また別に太平洋漁業の秩父丸もこれを行つたことから、米国太平洋岸の漁業者の中に日本漁業の進出に対する非難の声が起り、ことに、昭和12年度における調査に際し農林省調査船が附属漁船3隻とともに、作業終了後ブリストル湾岸より28マイルの沖合で集合しているところを飛行機上から撮影され、それが新聞紙上に掲載されたことから、一層世論を刺戟し、対日ボイコットにまで発展すべき形勢となつた。あたかもこの年日華事変が起り、日米関係においても機微な問題を生じたので、この際日米両国融和協調の大局的見地からしばらく自発的にブリストル湾方面公海におけるさけ漁業の試験操業を2ヵ年にして中止し、一般さけ漁船に対しても同方面出漁許可を与えない方針に決し、日米両国との間に種々交渉が行なわれた結果、昭和13年3月26日午後0時半、

(376)

(ワシントン時間25日午後10時半)日本外務省と、米国務省とにおいてこれに関する同時発表となつた。

発表の要旨は、

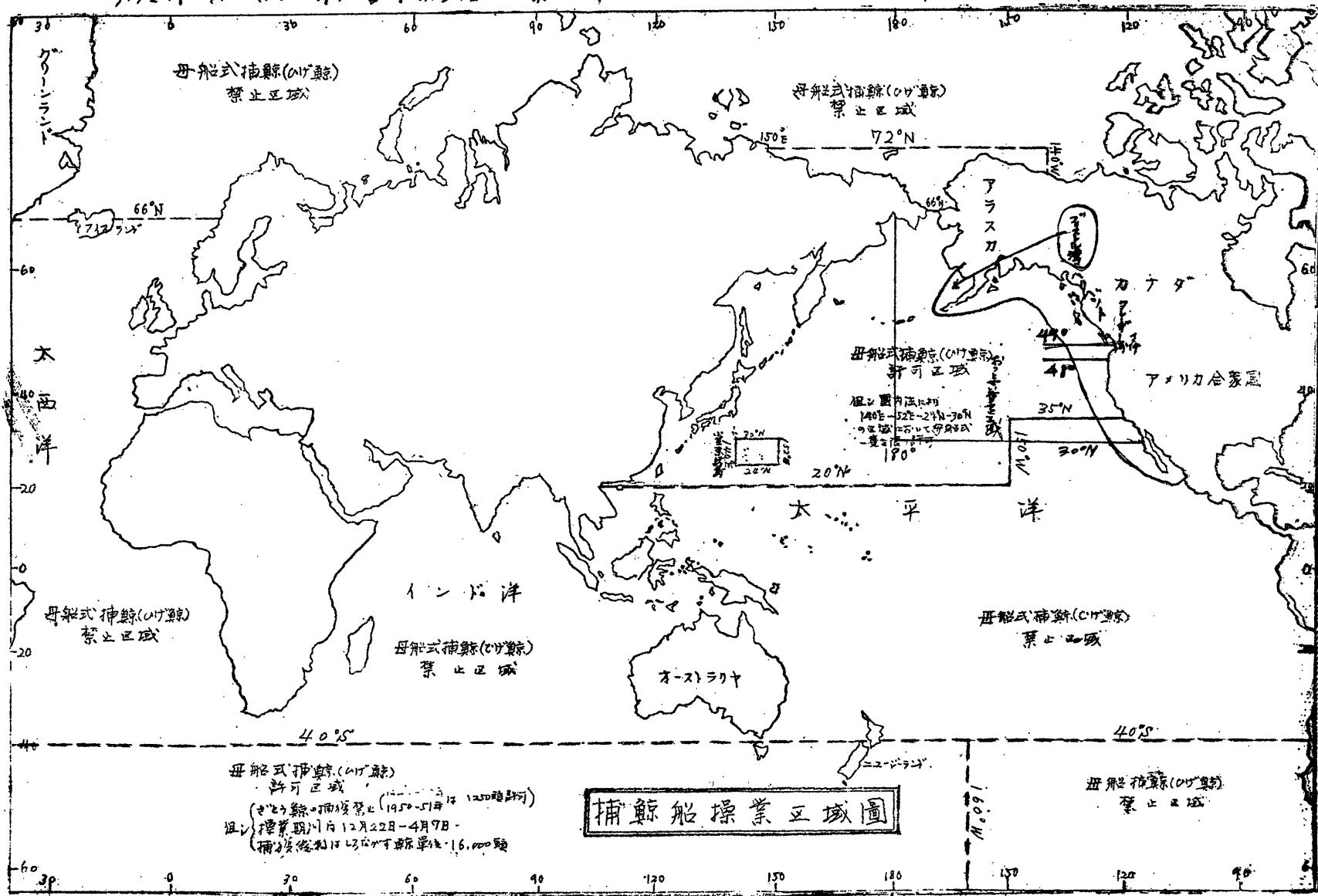
日本政府は国際法に基き享有する諸権利の問題には累を及ぼすことなく、1936年（昭和11年）以来ブリストル湾方面において続行中のさけ漁業調査を一時中止とともに、一般漁船についても日本側は当分の間自発的に同方面に対する出漁許可を与えないというにあつた。

なお当時米国では多くの日本船がブリストル湾に侵入してさけ漁業に従事アラスカのさけを濫獲しているごとく伝えられたが、実際は農林省試験船として658トンの母船1隻と、100トン以下の附属船3隻（初年度は1隻）よりなる小規模な船隊が、距岸20～30マイルの地点で2ヵ年にわたり試験操業を実施したのと、太平洋漁業株式会社の秩父丸（1,464トン）が1回同じく試験操業を実施したにすぎなかつた。日本人によるさけの商業的漁獲は1度も行われたことはなく、カニ工船が見誤られたとも考えられる。

(377)

1088

参考資料 4. (1951年) 当時山形県の漁業：課せられた禁漁期と本可地域



参考資料 5 第10国会における吉田首相の講和問題に
関する発言（ダレス特使との話合いに関連
して）

（政、政務課）（昭26、3、10）

目 次

- 1、話 合 い
- 2、講 和 の 時 期
- 3、講 和 の 形 式
- 4、多 数 講 和
- 5、講 和 の 内 容（7原則）
- 6、領 土 問 題
- 7、安全 保 障 一 般
- 8、安 全 保 障 に 関 す る 米 国 と の 協 力
- 9、再 軍 備 問 題
- 10、太 平 洋 同 盟
- 11、經 濟 自 立
- 12、漁 業 問 題
- 13、日 米 經 濟 協 力
- 14、賠 償 問 題
- 15、講 和 条 約 と ポツダム宣言
- 16、講 和 条 約 と 占 領 下 の 立 法
- 17、戰 犯 及 び 追 放
- 18、文 化 交 流

備 考

- 1 ここに引用した本会議及び委員会は左の通り。

2月13日及び14日	衆、参両院本会議
2月16日及び26日	衆議院予算委員会
2月22日、3月8日、9日及び15日	参議院予算委員会

(379)

なお、2月16日、衆議院外務委員会及び2月20日、参議院外務委員会は、秘密会であつた関係上、ここには引用しなかつた。

2 発言内容の引用は速記録によつたが、便宜上、語尾は「である」口調に改めた。各文末尾の括弧内の氏名は、質疑者名を示す。

1、話 合 い

1 「今回の話合いは、講和条約の交渉又は下相談というものではなく、講和及びこれに関連する諸般の問題について互いに隔離なく意見を交換いたした次第である」。

(2、13、衆、参、本、報告)

2 「今回の話合いを通じ私が特に深い感銘を受けたのは、わが国に対する米国好意の感銘すべきことである。それは、敗戦の旧敵国として日本を見ていないというだけではない。米国は、敵国としての旧怨を忘れるばかりでなく、進んで日米両国が民主自由主義諸国の一環として共同防衛の責任を分ち、将来の永きに亘つて友好的関係を結ぶことを希望している熱意を示された…」(2、13、衆、参、本、報告)

3 ダレス氏は、「誤解のないように、双方の立場をよく了解して、講和条約の内容をきめるために特派せられた大統領の使節である。故に、その結果は、こういう約束をした、こういう交渉をしたということはない」。(2、14、参、本、和田)

4 「ダレス氏との話合いは条約の交渉ではないので、いわゆるネゴシエーションではなくて、ディスカッションの程度であり、互に気持を話し合つた程度であつて、その結果これだけの負担を日本はもつ、あるいはこれだけの犠牲を米国政府としては日本に与えるというような、そういう具体的な結論に達したわけではないのである」。(2、16、衆、予、松本)

5 「私は、我が国として新らしき将来の運命を開拓していくについては、民主主義諸国、殊に米国と緊密に協力して行くべきであると、かねがね信ずるものである。この点は国民の大多数も同感であろうと確信するものである」。(2、13、衆、参、本、報告)

2 講 和 の 時 期

1 「今年のいつ講和条約ができるかということは、これは予測も今日許されない。た

(380)

だなるべく早くしたいという希望はあつても、連合国は13ヵ国があるのであって、これと一々個別的に談判するということになるであろうから、一堂に集めて会議できるという形にはなるまいから、相当時間はとれるとと思う。決して樂觀は許されないと思う」。(2、22、参、予、伊達)

2 私は常に申しておるのであるが、講和条約がいつ幾日できるということは、言明いたしたことではない。なるべく早く講和条約ができることを希望する」。(2、26、衆、予、川崎)

3 講和の時期は客觀情勢によるので、何ともいえない。米国の気構え、希望からみると、本年中に出来やしないかとも考えられるが、希望と實際とは隔たりがあり、米国の希望にも拘らず、関係各国の説得には時間がかかるものとみられる。(要旨、3、9、参、予、桜内)

4 3月9日の予算委員会で述べた趣旨は、講和が遅れるだろうという見透しを述べたものでなく、國民の樂觀を戒めたものである。われわれは講和の早いことを希望するが、幾多の難關があるから、國民が樂觀することは許されない。(要旨、3、15、参、予、内村)

3、講 和 の 形 式

1 「日本政府としても、アメリカ政府としても、一応全面講和の建前で列国に交渉するのが当然であり、またそななるのであろうと思う。そこで日本政府として全面講和ができなかつた場合、どうする、こうするということは、当局者として御答えてにくい」。(2、16、衆、予、勝間田)

2 「見込みはとにかく、政府の立場としては、一応全面講和でもつて講和条約を考えていくという立場をとるべきであると考えるし、またそういう立場をとつている」。(2、16、衆、予、勝間田)

3 中国について、いざれの政権を相手とするかについては、「国連加入の問題についても、中共を認めるか認めないかということが問題になつておるとき、日本政府の当局者として、蔣政権とか中共と話ををするというようなことを申したところが致方ないから、私としてはお答えを差控えたい」。(2、16、衆、予、勝間田)

4 連合国中13ヵ国と「一々個別的に談判するということになるであろう……一堂に集めて会議できるという形にはなるまい……」(2、22、参、予、伊達)

(381)

5 戦争状態終了宣言という考えは、米国等の間に、以前にはあつたようであるが、現在においては、そのような形式をとらずに直に講和条約を締結するというのが、米英の方針のように想像する。（要旨、3、9、参、予、桜内）

6 全面講和のための障害になつているのは、世界全般の問題に関する、共産主義国と自由主義国の主義、政策上の対立であると思う。この対立を打破して全面講和をするには、時間もかかり、困難も多い。自由主義国内においても対日関係において複雑な利害関係の相違があり、とくにその経済的利害の対立を克服することは、かなり困難であると思う。（要旨、3、9、参、予、桜内）

4 多 数 講 和

1 講和不参加国と日本との関係については、「仮定の問題であり、」「ダレス氏の各連合国との講和交渉にも支障を生じやしないかと考えるから、」「お答えは差控えたま」（2、16、衆、予、松本）

2 「私の一個の感じから申すと、」多数講和が成立し、「中共が直ちに日本に対して駐兵を要求するとかいうような場合があれば、日本としては無論それに応ずるわけにはいかない」。また「これはポツダム宣言の義務としてわれわれが受諾する理由はないと思う。ポツダム宣言というものは連合国間の合意によつてできたものであつて、連合国すべてが同意をすればとにかく……或る1国がポツダム宣言によつて駐兵することはできないことである。ただ平和の関係がないからして勝手なことをするというなら別であるけれども、ポツダム宣言によつて日本に駐兵を要求するということは、これはないと思う。又ないことを希望する。」……もし、かようなことが起るすれば、「世界の平和を維持する国連が、決してこの問題を打つちやらかしておかないとと思う。日本としては、飽くまでもその場合の自衛権の発動を行使するという以外に方法はないと思う」。（2、22、参、予、山田）

5 講和の内容（7原則）

1 「米国政府が日本との平和条約について抱いている構想は、いわゆる7原則に示されてある。この7原則は平和条約に取入れらるべき内容の殆んど全般を尽しているものである。……われわれとしては、このような米国の対日講和方針が他の関係諸国が容るところとならんことを念願いたすものである」。（2、13、衆、参、本、報告）

(382.)

2 「7原則に含まれている広汎な事項につき米国の構想をきき、領土、国連加入、民主的改革、賠償、在外資産、戦争犯罪人、通商経済、漁業、文化交流など、わが国民の関心の深い事項について十分に話合つた。その結果、11月発表の双方のステートメントにある通り、すべての点について双方にとり満足すべき了解に到達したことを欣快とする」（2、13、衆、参、本、報告）

3 ポツダム宣言と7原則との間に「食い違いがあるのは当然であると思う。ポツダム宣言なるものは、戦敗国と戦勝国との間の関係を規定したものである。将来の講和条約は、完全な独立国として対等の地位において日本を取扱われたいと考えるのであるが、その基本原則において違うのであるから、食い違いは当然である」。（2、14、参、本、堀）

4 7原則のすべての点について、「いかなる了解に達したか、すつかり申せと御請求があつても、これは講和の将来の内容にわたることでもあり、またダレス氏との間の話の内容にもわたることであるから、これはお答えできない。はたしていかなる了解に達し、またそれが満足すべきものであるかどうかということは、今後の事態に従事して御了承を願いたい」。（2、16、衆、予、松本）

5 「ダレス氏は私に、2、3年前において講和条約ということになるよりも、……朝鮮事変後におけるこの時期においての講和ということは、……よほど条件は緩和されて、日本のために利益になつたであろうという打明け話をされておられた。けだしこれは真相であろうと思う」。（2、22、参、予、伊達）

6 民主主義からの逆転を防ぐために政府も国民も努力すべきであると考えるが、このことを講和条約の中に書き入れることがよいか悪いかについては、疑わしい。連合国は態度も考えなければならない。（要旨、3、15、参、予、矢島）

6. 領 土 問 題

1 「領土の問題については、連合国はすでにポツダム宣言、もしくは降伏文書において解決された問題であるという態度をとつてゐる。しかしそれは連合国は態度であつて、われわれとしては、日本国民の要望はあらゆる機会をとらえて、十分連合国に伝え、また将来も伝える」。（2、16、衆、予、上林山）

2 「日本の領土として奄美大島が残るか残らないかは、今後講和条約の協議の場合において確定的にきまるわけであつて、それまでは確定的にどうきまつたとか、きまると

(383.)

いうことについての情報は存しておらない」。(2、16、衆、予、上林山)

- 3 齒舞諸島は「いわゆる千島列島に属さざるものであつて、当然日本に帰属すべきものなりという主張をもつて、連合国に政府の要望として卒直に述べておる」。(3、8、参、予、岩間)

7. 安全保障一般

- 1 「安全保障ということには、国内の治安確保と外部からの侵略の排除という両面があるわけである。1国の安全は自力で確保するのが根本であることは、私が從来常に申し來たつたところである。国内の治安は現状において毫も懸念なしと信ずるが、ますます警察保安の機関を充実して、万遺憾なきを期する考えである。併し、対外安全の面については、現在の日本としては独力のみでは確保しがたい場合も想像にかたくないのである。ただに我が國のみならず、國際情勢の緊迫せる現状において、いずれの国も共産主義の侵攻に対して共同防衛を以てするのはかなく、独力を以ては安全の保障しがたい現状にある」。(2、13、衆、参、本、報告)

- 2 「国内の治安の問題については、現状を以てして、治安の維持は差当りのところであると思う。併し今後形勢が変化した場合には、これに対して、警察機関その他を充実してこれに當る考え方である。ただしかし、外国からの侵入については、……今日、集団攻撃をなす事態において、これに対して集団防衛をするのが当然である。これはただに日本のみならず、すべての国がそうである。故に日本もできうべくんば自力を以てこれに対し抵抗いたしたいと思うが、併し、現状においてはこれが不可能であるから、自然集団防衛ということを考えなければならぬのである」。(2、14、参、本、鬼丸)

- 3 「日本国としては、自国内の安全はあくまでも自力を以て保障すべきであり、自力を以て當るべきであるが、集団攻撃の場合に、集団的に防衛をするということは、今日の通義である。これをしもいかぬというのは、私は、はなはだ了解に苦しむのである」。(2、14、衆、本、苦米地)

8. 安全保障に関する米国との協力

- 1 「今回の話しに際して、ダレス氏は、差当りもし日本が希望するならば、日本に対する外部からの侵略を排除するために、米国の兵力による援助を与える用意があるとの意向を表明せられた。この米国と協力関係に入るということは、國際の現状にお

(384)

いて最も適當した方策であり、又國民大多数の心から歓迎するところであろうと信ずる。故に私はその趣意により話合いを進めた次第である」。(2、13、衆、参、本、報告)

- 2、「我々が、ただ一方的に他国から安全を保障されるだけで、みずから国土を守るのにみずから何らの犠牲をも払わないということは、國民としての自尊心がこれを許さない。又世界平和の確保のために協力するということは、平和愛好國としての我が國民の責務であるが、日本の果すべき役割の内容、範囲は、日本が独立を回復し、自由諸国の社会に対等の一員として仲間入りをした上で、我が國力の回復の度合に応じて、将来において決定せらるべきものである。この点はダレス氏の最もよく了解せられたところである」。(2、13、衆、参、本、報告)

- 3、「防衛のない日本の危険を防ぐために、ある国が集団保障の協約をしようということであれば、けつこうな話と思う。ゆえに私は、もしそういう場合については、日本としては、これに応じて日本の国土を守るという策を立つべきであると思う」。(2、14、衆、本、浅沼)

- 4、「ダレス氏との間に私は何らのコミットメントを与えていない。ダレス氏は……無防備の日本の安全のために、日本が希望するならば、兵を常駐するということを考えてもいいという向うの気持をのべたので、われわれもそういう場合に進んで日本の安全を保護してくれるという御好意は、まことに有がたいと申しただけで、ただちに軍事同盟を結ぶという協定をしたわけではないから、いわゆる話合いで、何らの約束でもない」。(2、16、衆、予、松本)

5. 米軍の駐屯というような場合において、「日本の主権を害するような、日本の独立を害するような協定は、要望するはずないと原則的に考える」。(2、16、衆、予、北沢)

- 6.「駐兵がどういうふうな形になるか、今日の連合軍がそのままおつた場合にどうなるかということは、一切話しておらない」。(2、22、参、予、伊達)

- 7.「然らばどういうふうな集団的防禦を考えるか、例えば国連軍によるとか、或いは米国軍によるとかいう具体的な話にまでは、今日我々として考えるべき地位でもなし、又具体的にこうすべきであると申すべき地位ではないから、答弁は将来に保留したいと思う」。(2、22、参、予、伊達)

(385)

8. 「然らばその協定はどうなるか。その内容は今後に生ずるわけであつて、今日の段階において、こういう話合いをいたしたことはないであるから、ないとお答えするより仕方がない」。(2、2-2、参、予、堀木)
9. 「駐兵と国連との関係はどうなるか、これは先ず第1に、米国政府が日本に駐兵をするという場合には、米国政府と国連の間に話合いができることと思う」。(2、2-2、参、予、堀木)
10. 米軍が日本に駐屯した場合の治外法権がどうなるかというような具体的な話合いは何もしていない。また、何らの約束もしていない。(要旨、3、9、参、予、桜内)
11. 「ダレス氏と私の間の話と、3月に2個師団が来るという」話との間には、「何らの関係もない。これはアメリカ政府の極東政策というか、その必要をみとめて送るのであろうと思う。その事実については、まだ承知いたさないのみならず、その理由についても、政府としては何ら公然通知をうけておらない」。(2、2-6、衆、予、川島)
12. 「ダレス氏との間の話合いにおいて、重要基地という問題には触れておらない」(2、1-6、衆、予、松本)
13. ファシリティーズの定義については、「米国側において、日本に対して完全な独立自由を与えるといふ氣持であるから、日本の主権を害するような、将来においてファシリティーズについての解釈が生ずる余地はないと思う」。(2、1-6、衆、予、松本)
14. 「7原則にファシリティーズという文字があつたとして、この意味合ひはいかんといふ法律的な談判をしたのであるから、そのファシリティーズの範囲はこう、性質はこうと、ここに正確に申し述べることはできないのみならず、そういう話はしなかつた」。(2、1-6、衆、予、松本)

9. 再軍備問題

1. 「再軍備については、私の所見は毫も変つていない、……ダレス氏との間において、私は、はつきり今日我々は再軍備はできないということを申している」。(2、1-4、参、本、和田)
2. 「今日私は、再軍備をすべからずという議論においては、私の所見は、どうも変つておらない。従つて憲法改正ということは考えておらない」。(2、1-4、衆、本、浅沼)

(386)

3. 「私の軍備を考えておらないとかいうようなことは、現在の国内外の情勢に考えて言つておるのであって、変転きわまりない将来、しかもいろいろな国際状況のはなはだ複雑な今日において、未来永劫軍備をもたないかということをここに断言しているのではない。しかしながら、現在の国情において、現在の事態において、日本は軍備をもつことができない、のみならずもたないがいい、こう申すのである」。(2、1-6、衆、予、松本)
4. 「日本の現状においては、軍備といふものができない以上、自衛については、他の方法によるほかはない。しかしながら、未来永劫軍備をしてることは、これは今後の状態によるわけであつて、もし経済的力その他ができ、また国民も軍備をもつことを必要とするというようになつてくれれば、自然そのときに考うべきであろうが、今日においては、まだその時期でないのみならず、また力がない」。(2、1-6、衆、予、松本)
5. 再軍備と憲法については、「憲法にすでに軍備を撤廃するということを規定しているのであるから、いわゆる軍備なるものをおくということになれば、憲法を改正するか、国民の意思に問うのは、当然であろうと思う」。(2、1-6、衆、予、松本)
「私は日本国がもつべき将来の軍備の大きさとか、規模とかいうようなことには全然ふれておらない」。(2、1-6、衆、予、勝間田)
7. 「日本の安全は日本の手で守る権利があり、また義務がある。それが自衛力である」。自衛力の中には、「むろん軍備といふものが意味せられる」。「独立した以上は、国民の考うるところによつて、すべての自衛の方法を考えるということは当然」である。(2、1-6、衆、予、松本)
8. 「日本国として、あるいは日本政府として、できうべくんば自国の安全は、自國の力でもつて、自國の軍隊その他でもつて守ることにするのが原則であつて、そうすべきであると思うが、現状において、……再軍備といふものは考えられない」。(2、1-6、衆、予、勝間田)
9. 「米国政府の考え方としては、日本に対して完全なる主権を回復せしめるということに主意がある。完全なる主権を回復するという以上は、軍備を持つてはいかんとかいう制限は加うべきものでないである…」。(2、2-2、参、予、山田)
10. 「日本の国力が回復した場合、なお且つ軍備をもつべからず、外国から侵入をうけても漫然これを甘受すべきであるというようなことは、常識としても成立しないと

(387)

ころである。現在の状態においては日本は再軍備をすることができない、再軍備以外の方法によつて國を守ることを考えるべきであるというこの持論は終始一貫して変わらないところである」。(2、22、参、予、山田)

11 2月22日、参、予、山田氏の質問に対する答弁において、「できるならば今日といえども再軍備をして、みずから守るだけの力を養いたいと思う」と述べた点について、今でもすぐに再軍備した方がよい、という意味であつたら訂正する。今日、再軍備という考えはない。(要旨、3、9、参、予、木村)

12 日本が軽々に再軍備を口にすることは、徒らに隣邦を刺戟し、却つて平和条約をおくらせる所以であると考える。(要旨、3、15、参、予、内村)

13 日本政府は再軍備に関して慎重であるということは、ダレス氏のその後の声明に徴しても明らかである。(要旨、3、15、参、予、内村)

10 太平洋同盟

1 これは日本にとっては、「独立後の話であり、今日われわれとしては、他国と交渉する地位に立つてもおらず、相手方の事情も分らないのであるから、この点についてはダレス氏も私も何ら言及していない」。(2、16、衆、予、勝間田)

2 この問題について、「研究はしているが、その結論は申しかねる」。(2、16、衆、予、勝間田)

3 これについては、「使節と私は何らの御詰合ひをいたしておらない。何となれば、今日日本は独立を回復するのがまず第1であつて、国外のこと、外国との関係に言及するだけの余裕がないので、なるべく早く日本の独立を回復して、然る後に、外交その他の面についていたすべきであるが、今日は発言する理由がないのみならず、地位にないと考えるから、そういう発言はいたさないし、又ダレス氏もこれに対して何ら言つておられない」。(2、22、参、予、山田)

4 「太平洋同盟が提唱せられた場合にどうするか、太平洋同盟の考え方は、結局、大西洋同盟の考え方と同じ筋合いであらうとは想像するが、今日どういう内容をもつて計画されるかという草案さえもまだ示されておらない。けれども、思うに太西洋におけると同様に、太平洋においても共産主義の脅威を感じるであろうから、いつかは、こういう条約が具体化されるかと思う。その場合にどうするか、これは条約の内容を見て考えなければならぬことであるが、私は常に申すように、集団攻撃に対する以上

(388)

- 768 -

は集団防衛も考えなければいかぬと思う。将来太平洋同盟条約というようなものが提案せられた場合には、これは国民とともに十分検討いたしたいと考える」。(2、26、衆、予、川崎)

11、経済自立

「日本国が経済的に自立いたすようにということは、ダレス氏においても聲明せられたのみならず、つとに米国政府が言うところであつて、日本の経済が崩壊するようなことがあれば、結局反共、防共の線の一角がくずれる訳である。故にアメリカ政府としては、十分日本の経済援助に対しては考えているところである。しかし日本としては、一に米国の援助のみによつて経済の自立をはかるべきものではなく、自力によつて日本の経済を確立すべきところであるから、私は長くアメリカの対日援助による考えはない。対日援助はなるべく早くこれを打切つて経済自立のできる道に進み、また米国政府も日本の経済自立のできるように援助をいたす考えであると承知する。従つてまた、アメリカの援助によつてのみ日本の経済が立つように導くことは、アメリカ政府の趣意とするところでないと考える。これもダレス特使が私に聲明せられたところである」。(2、14、衆、本、苦米地)

12 漁業問題

1 「米国のとくに关心を有する東太平洋の漁場については、わが方において一方的に自発的措置をとることによつて暫定的に解決することにした…」。(2、13、衆、参、本、報告)

2 ダレス氏と私との間の往復書簡は、「ダレス氏に対して同意を表したので、米国政府に対して日本政府としての同意を表したわけではないから、これは交換公文と云うか、交換公文の性質をもたないと思うのであるが、又将来これは協約という形で改められると思うのであるが、日本政府としての意思表示はいたさない」。「これは日本の漁業権の制限になるというお話であるが……これは制限にならんと思う。なぜかと言えば、自重することによつて、他の漁区にも日本の漁船が入ることもやがてできることにもなるであろうから、国際的な道義なり、魚族の保護ということに日本が協力いたすことが、やがて日本の水産業者の利益にもなると考える」。(2、22、参、予、桜内)

13、日米経済協力

1 日米経済協力は、日米親善の経済的裏付けとして必要であり、結構であると考え

(389)

- 769 -

る。(要旨、3、9、桜内)

2 日米経済協力といつても、英國を疎外するという意味では毛頭ない。それどころか、米英は政治的、経済的に緊密な関係を維持しているから、英國とも当然経済的に協力関係に立つわけである。(要旨、3、9、参、予、木村)

3 日本経済は米国経済と協力することが必要であるが、軍事協力という考えではなく、日本経済復興のために必要だからである。日本政府としては、米国の軍拡に応じるために日本の軍需生産力について調査を命ぜられ、また要望されたようなことはない。日本の経済が現在または近い将来準戦時体制に入るとは考えていない。しかし各國とも軍拡を行つてるので、原料、食糧とくに軍需用の原料が欠乏しつつある。この原料不足を補うためどうするかということは相当考慮している。(要旨、3、8、参、予、藤野)

4 政府が今回、經濟使節団を米国に派遣することになったのは、米国との軍事協力などのためではなく、現在世界の喫緊事である原料確保のためであり、米国政府の要請に基いて派遣されるものである(要旨、3、15、参、予、内村)

14 賠 償 問 題

「日本の現状において、80億ドルの賠償を求められても、これは払う能力はないと思う。また日本としては、今まで賠償物資として送り出したものもあるので、賠償に対しては相当な考慮を払つておるが、この上さらにということになつたら、これはむづかしい、支払能力はないと思う。その辺の交渉がどうなるか、フィリピンの要求するが如く連合国側がこれに応ずるかどうか、これは今後の話合いであろうと思うし、講和条約の内容をなすものであるから、詳しいことは私はここで説明を差控えたいたと思う」。(2、26、衆、予、松本(一))

15、講和条約とポツダム宣言

1 講和条約が成立すれば、いわゆるポツダム宣言なるものは失効し、それに代る条約のできるのが本体であろうと思う。何となればポツダム宣言は、戦敗国と戦勝国との間の関係を根本として規定しておるのであるし、講和条約は日本を対等の国として、もしくは独立の国として、戦勝者、戦敗国という関係でなくして友邦としての関係において規定せられるべきものであるから、根本的原則において違つてくる。従つて、講和条約成立とともにポツダム宣言の中に含まれている条項は、一應廃棄せられるもの

と私は了解する。しかし、これは講和条約後における事態に処して、政府としては善処する」。(2、16、衆、予、松本)

2 ソ連が講和に不参加の場合はどうかについては、「今日は一応全面講和の線で参るから、その場合になつて、われわれは考えたらいい、今日いろいろ考えることは、私として差控える」。(2、16、衆、予、中曾根)

3 「常識で考えてみて、講和条約とポツダム宣言なるものの基本観念が違うから、講和条約ができれば、ポツダム宣言にかわる性質において新しいものができる。ポツダム宣言の中に将来どういう残るものがあるかということは、今日私はここに明言いたさないが、そういうものは講和条約の中に織りこまれるか何かして、ポツダム宣言にかわるものができるであろうと私は想像いたすのである。」(2、16、衆、予、中曾根)

4 「講和後における講和の内容その他とポツダム宣言とどういう関係をもつか、これは、ポツダム宣言の中に講和後においてもなお日本が守らなければならぬ義務があるとするならば、これは講和条約の中に書き入れられるであろうと思う。従つて講和条約が成立すれば、たとえそれが或る国との間に成立しても、連合国として日本に課したポツダム宣言の内容は自然変つてくるものと考えられる。而してその内容がどう変るかということは、連合国とこれに参加しない国との間の関係であつて、どう決定するかということは、極東委員会もしくはその他において自然決するところであろうと思う」。(3、8、参、予、岩間)

5 多数講和成立後、日本が行つた行為について、それがポツダム宣言との関係において「違法行為であるかどうかということは、いわゆる極東委員会において、」講和に「参加しない国」と「参加した国との間の議論の目標となるであろうが、われわれとしては関係いたさない」。(3、8、参、予、岩間)

6 ポツダム宣言中、講和後も日本が負うべき義務としてある種のことが条約の中に書き入れられると思うが、「書き入れられなかつた場合は、講和条約とポツダム宣言の関係はどうなるか、或いは不参加国との間の関係はどうなるか、ということは、極東委員会において決定せられるべきものであつて、その決定を日本がどう考えるかということは又別な話であろうと思う」。(3、8、参、予、岩間)

16 講和条約と占領下の立法

- 1 「日本に対して完全なる独立自主を与えようと米国政府は考えているのであるから、自然、占領下における日本の立法等の改変は、一に日本政府或いは日本國の自由であつて、米国政府或いは連合国政府から請求をうけ、もしくは、立法の上において制限をされることはない」と私は思う。ダレス氏の意見もそのように私は承知する」。(2. 14. 参、本、鬼丸)
- 2 講和後、占領下において占領の必要のため制定された法令は廃止されるものと確信する。これはすでに現在においても総司令部において考慮している。法律制度の如きは、常に必要に応じて改廃すべきもので、政府はこの趣旨において不斷に研究している。(要旨、3. 15. 参、予、一松)
- 3 講和後、占領下の法律制度を改廃しうるとしても、民主主義を打ちこわすという意味ではない。その意味するものは、占領下において必要なもので、講和後不要になるようなものをさしている。
日本国民としては、あくまでも民主主義から逸脱せず、民主主義を維持して行くべきであると考えるし、連合国もそのように期待している。(要旨、3. 15. 参、予、伊達)

17 戦犯及び追放

- 1 戦犯については、「減刑もしたい、刑の執行も日本でやりたい。多分そうなるであろうと思うが、これは、条約の内容をなすものであるから、お答えしない。」追放についても、「同じくその通りである。追放は許してはいかんということは主権に対する制限であるから、かくの如きことは万々ないと思う。すなわち、追放問題は講和条約と共に自然解決される問題と思う」。(2. 14. 参、本、鬼丸)
- 2 「追放の問題は、政府としてもまたGHQにしても、なるべく早くできうる限り多数に解除したいという方針をもつておることは明瞭である。……しかし決定は日本政府でもなくまたGHQでもなく、他の方面にあるようであるからして、その結果はどうであるかということは言明できないが、少くとも政府なり総司令部なりは、常に追放解除には十分の努力をしておることを御了承願いたいと思う」。(2. 26. 衆、予、川崎)

(392)

- 772 -

18 文化交流

- 1 「日米の文化交流あるいは日米の間の文化連絡等については、米国政府側も、日本政府側もいろいろな形において考慮しておる。……このたびダレス氏は特に文化に関する点に重きをおられたと見えて、ロックフェラー氏を連れて来られて、日本の実地についても視察し、また考えも立てておられるようである。ダレス氏のこのたびの訪問において、またロックフェラー氏が日本に見えたということによつて、話はさらに一層具体的になるであろうと思うし、なることに政府も努める」。(2. 16. 衆、予、北沢)
- 2 日米親善のためには、文化面においても提携したいという気持で、ロックフェラー氏も今回来訪されたものと思う。その結果については、何も承知していないが、いろいろ、日本について研究し、資料も持つて行かれたから、何らかの結論が出てくるものと期待している。(要旨、3. 9. 参、予、桜内)

参考資料 6 旧海(空)軍将校を再軍備なし海上保安力補充に採用する問題に関する一資料

(26. 3. 10) (富岡定俊)

一般に本問題に関しては、実施が容易のように考えられて居り、どちらかと謂へば、軍人の策動を警戒する風潮にすらある。

ところが旧軍人の心理は、現在それほど簡単な状態にはないのが実情であつて、国家の要請があれば欣然とはせ参じて、国土防衛の為に再び身命を捧げようとするものは僅少であると推定し得るものがある。

その原因は、

- 1 通常の海上勤務の士官は、忠良な一般国民と同じことを為して居て、特に軍国主義を信奉し、利用し、宣伝した事実はなかつたと確信して居るのに、一率に少尉の若いところまで追放に処せられて、全く路頭に迷う状態に突き落されたことに対し、心の裡に激烈な感情をいだいて居ることは事実である。
- 2 現在の憲法上からいつて、たとえ、追放がとけたからといって、再び軍務に就くことについては、至当でないと考えて居る者も多い。
- 3 社会一般の感情も、軍人は誰でも軍閥であると簡単に片付けて冷視して居る状態では、旧軍人側にも社会を白眼視する感情にある。

(393)

- 773 -

- 4 戦後の一般的モラルの喪失は、旧軍人に於ても同様である。
- 5 有能の者は、既に社会の各種の職業に就いて安定し、失業の窮状に在るものは、老齡か無氣力の者が多く、又、性格上実社会に容れられない者が多い。

終戦時の海軍軍人の数は、

正規士官（技術士官も全部含めて）	24,300人
予備士官（商船出、予備士官制度による主計、航空等の関係者）	26,400人
特務士官、准士官	36,200人
下士官兵	1,514,000人

であつて、自然年間消耗率年4%と見ると、現在数は25%減位で、旧正規士官の現員は、1万8千見当である。

この中で、技術士官等を除く正規将校は27%であるから4千6百人位居ることになり、佐尉官は4千人位である。これが再軍備に利用され得る基盤であつて、この中の志願者より適材を選択するとすれば約10%即ち僅に4百人位の軍事特殊専門家を予期し得る計算になる。

但し、10%というのは、旧軍人に対する与論調査でもやつて見なければ確ではないが、これ迄に達しないかも知れない。正規将校といつても、海軍では皆特殊技術家を意味するもので、航空だけとっても操縦、偵察、整備等の科別に分れて居り、海上の一般将校の方でも、砲術、水雷、航海、通信、機雷掃海、機関、情報、潜水等であつて、例えば、砲術出身の者を潜水艦に乗せても素人と大して変りないようなもので、この点は陸軍の正規将校とは非常に事情が違うものがある。

対 策

再軍備の中核に旧軍人を利用することは、時局の切迫して居る現代に於ては不可避のことであるが、一見容易のようでありながら、実は非常に困難な事情にあることは、前述の通りであるから、先ず、速に佐官位迄の追放を解いて、思想的、感情的に恢復の準備をする必要がある。

次に、志願率の調査をしておかなければ、紙上の計画などで安心していると、意外なことになる。

技術士官、下士官兵等は、何といつても基盤が大きいから、それほど桁が違うことは

起らないし、他に補充の対策もあり得るから、先ず一番困難と思われる正規将校の部につき対策を進める必要がある。

参考資料 7 1951年3月23日木村連絡局長から条約局長に送付された特調の連合国軍使用施設調査要綱（案）

連合国軍使用施設調査要綱（案）

労務管財部不動産課

1、調査スペキ施設及ビソノ担当省又ハ部

特調労務管材部

- (イ) 連合国軍ニヨツテ接收サレテイル民有不動産及ビ動産（P D ノナイモノヲ含ム）
他部又ハ他省ノ所管スルモノ
- (ロ) 終戦処理費支弁デ建設シタ兵舎又ハ住宅其ノ他ノ不動産（他省所管ヲ除ク）
- (ハ) 連合国軍人等住宅公社ノ財産
- (ヘ) P D ニヨツテ接收サレテイル国有財産（普通財産）及ビ動産
- (ホ) 連合国軍ノ占用ニ供シテイル占領財産（旧軍用ノ不動産及ビ動産）
- (ヘ) 特調以外ニ於テ終戦処理費支弁デ建設シタ施設（例R T O、航空関係）
- (ロ) 各省所管ノ行政財産ニシテ現ニ連合軍ニ接收サレテイルモノ。

2、調査事項

- 1 調査ノ目的ハ、右施設ヲ連合軍ガ現ニ使用シテイル態様ニ分類シ別紙様式ニヨリソノ現在価格、数量、所在地及ビ所有者氏名、P D番号、基地名、構造、現行借上料、並ビニ火災保険料ヲ算出スルコト。

- 2 調査ノ時期ハ昭和26年3月1日現在トスルコト。

- 3 調査ノ分類ハ土地、建物、工作物及ビ動産ノ種目毎ニ夫々別表ニヨリ調査分類スルコト。

用途別分類ハ現ニ連合国軍ガ使用シテイル左ノ態様ニヨリ調査スルコト。

(A) 調査分類基準

種目別 用 途 別

土 地 練兵場、演習場、飛行場、モータープール、其ノ他

建 物 事務所、個人住宅、集団住宅、ホテル、兵舎、工場、倉庫、格納庫、其
ノ他

工作物 水道、下水、占用舗道、貯槽、橋梁、射撃場、通信施設、ドック、岸
壁、其ノ他

動 産 事務所、個人住宅、集団住宅、ホテル、兵舎、工場、倉庫、格納庫、其
ノ他

(B) 調査表記載事項ノ説明

調査表ハ各府県別ニ作成シ集計スルコト。

1 土 地

(イ) 土地調査ニ当ツテハ、府県税務事務所及登記所並ニ市町村ト緊密ナ連絡ヲ
トリ実地ニ調査スルコト。

(ロ) 調査表作成ニ当リ、練兵場、演習場、飛行場等ニ含マレル建物（兵舎、格
納庫等）及從物施設ハ建物、工作物ノ夫々ノ調査表ニ記載シ、本表ニハ含メ
ナイコト。

(ハ) 調査表ノ集計方法ハ各用途別ニ小計ノ上合計ヲ算出スルコト。

(エ) 土地ノ現在価格ノ調査ニツイテハ、附近類似ノ売買価格ニヨリ記載スルコ
ト。

(オ) PD記号及番号欄ハ J P N R 1 1 5 0 等ノ如ク現ニ接收サレテイル番号ヲ
記載スルコト。PDノナイ場合ハ NO PD ト記入ノコト。

(ケ) 現行借上料ハ地方税法改正ニ伴ウ改訂基準ニヨル昭和26年3月1日現在
ノ借上料ヲ記載スルコト。

(ホ) 地目及賃貸価格ハ、登記所及ビ市町村等ニ備エ付ケテアル土地台帳記載ノ
モノニヨルコト。

(ヘ) 推定単価ハ、昭和26年3月1日現在ノ附近類似ノモノノ売買価格ヲ調査
シ、坪当リ単価ヲ算出スルコト。

(リ) 基地名ハ現ニ連合軍ノ使用シテイル基地ノ名称ヲ記載ノコト。

2 建 物

(イ) 建物調査ニ当ツテハ、昭和26年3月1日現在ニオケル推定再建築費（建

物ノ時価）ヲ調査スルコトヲ目標トシ、コレガタメ昭和10年の単価ヲ推定
シ、一定倍率ヲ乗ジテ算出スルコト。

(ロ) 建物ノ内集団住宅又ハ兵舎、格納庫等ノ地域内ニアル水道、電灯其ノ他ノ
從物施設ハ總テ建物ニ一括シテ記載スルコト。

但シ地域外ノ水源地又ハ電源地ヨリノ各種施設ハ工作物調査表ニ記載スルコ
ト。

(ハ) 調査表ノ集計方法、PD記号及ビ番号、所在地及所有者氏名、現行借上料
並ビニ基地名等ノ記載ハ土地調査表ニ準ズルコト。

(エ) 火災保険料ハ、推定再建築費ニ対応スルモノヲ算出スルコト。

(オ) 敷地ノ価格ハ、附近類似ノモノノ売買価格ニヨルコト。

3 工 作 物

(イ) 工作物調査ニ当ツテハ、昭和26年3月1日現在ノ推定単価ヲ算定シ、工
作物ノ時価タル推定再建設費ヲ算出記載ノコト。

(ロ) 調査表ノ集計方法、PD記号及番号、所在地及ビ所有者氏名、基地名、現
行借上料等ノ記載ハ土地調査表ニ準ズルコト。

4 動 産

(イ) 動産ノ調査ハ、PD毎ニ一括シ昭和26年3月1日現在ノ推定再取得費ヲ
調査算出スルコト。

(ロ) 動産ノ用途別ハ建物ノ用途別ニ準ズルコト。

(ハ) 調査表ノ集計方法、PD記号及番号、基地名、所在地及所有者氏名、數
量、現在借上料、火災保険料等ノ記載ハ建物調査表ニ準ズルコト。

3、調査ノ方法

概ネ 6月末ヲ目途トシテ、各特別調達局管財部及ビ監督官事務所ヲシテ調査セシメル
コト。

他部及ビ他省所管ノ分ニツイテハ、官房ニオイテ調査方針ヲ同一ニスルコト。

4、準 備 事 項

(イ) 本件実施調査ヲスルタメ、軍側ノ承認ヲ受ケ、調査官ノ入門証ヲ受ケルコト。

(ロ) 調査旅費、消耗品等本調査実施ニ伴ウ事務費ハ別途講ズルモノトスルコト。

別紙1号(土地) 接收不動産調査表(県)

用途別	P D記号	所在地及 所有者 氏名	基地名	数量	賃借上料	地目	賃貸価格	推定単価	(26.3.1)	土地ノ価額	(26.3.1)	備考
-----	-------	-------------------	-----	----	------	----	------	------	----------	-------	----------	----

計

1. 用途別へ飛行場、演習場等接収後ノ用途ニヨル。
2. 現在借上料へ昭和26.3.1現在支払ツテイルモノヲ記載スル。
3. 地目及賃貸価額へ土地台帳ニ記載、サレテイルモノニヨル。
4. 推定単価へ附近類似ノモノノ売買価格ニヨル。
5. 土地ノ価格へ推定単価=数量ヲ乗じタモノノヲ算出記載スル。

(398)

- 778 -

用途別	P D記号	所在地及 所有者 氏名	基地名	数量	賃借上料	地目	賃貸価格	推定単価	(26.3.1)	推定再建築費	(26.3.1)	左ニ対ス ル火災保 険料	敷地ノ価 格	備考
-----	-------	-------------------	-----	----	------	----	------	------	----------	--------	----------	--------------------	-----------	----

別紙2号(建物) 接收不動産調査表(県)

計

1. 用途別へ兵舎、ホテル、学校等接収後ノ用途ニヨルコト。
2. P Dノナイ場合へNO P Dト記入ノコト。
3. 現在借上料へ昭和26.3.1現在支払ツテイルモノヲ記載スルコト。
4. 昭和10年推定単価(主体ト附帯ノ合計)ヲ記載ノコト。
5. 総テ建築年度ヲ昭和10年現在ニ戻シ其ノ推定単価ヲ記載ノコト。
6. 推定再建築費(×)は昭和10年ノ推定単価(A)=数量(B)及ビ騰貴率(K)ヲ乗ジテ算出記載スルコト。
(騰貴率へ解除財産評価基準添付ノモノニヨル)
$$\times = A \times B \times K$$
7. 火災保険料へ推定再建築費ニ応スルモノノヲ算出記載スルコト。
8. 敷地ノ価格へ附近類似ノモノノ売買価格ニヨルコト。

(399)

- 779 -

別紙3号(工作物)	P.D記号及番号	用途別	所在地及所有者氏	基地名	構造	数量	現上料借入量	(県)	接収不動産調査表(
		計							

- 1. 用途別へ棧橋、水道、運動場等接取後ノ用途ニヨル。
- 2. 単価へ昭和26.3.1 = 取得スルトシテノ単価。
- 3. 其ノ他へ建物ノ調査表ニ準ズル。

(400)

参考資料 8 1951年4月6日条約局長に回付された太平洋地域集団保障に関する林元大使の總理あて意見書

所謂太平洋地域集団保障ニ關シテ

対日講和条約締結ト関連シ濠州・新西蘭及比律賓ノ希望スル太平洋地域ニ於ケル安全保障案ニ就テ我政府ノ考慮スペキ点多々アルベキモ其内南洋ニ關シ将来起リ得ベク而シテ我方トシテ特ニ注意ヲ要スル点ヲ御参考迄左ニ記ス。

北部「ニューギニア」ハ今尚和蘭領土ナルモ「インドネシア」ハ当然同国ニ譲渡セラルベキモノナルコトヲ主張シ昨年秋ヨリ海牙ニ於テ蘭「イ」交渉ヲ行ヒ、年末遂ニ決裂シ、目下両国間ニ極メテ困難ナル懸案トナリ居レリ。

右ニ對スル「イ」国側ノ希望ハ頗ル強ク和蘭ハ早晚之ガ譲歩ヲ余義ナクセラルルニアラズヤト思考セラル。

然ルニ之ニ對シ濠州ハ「ニューギニア」住民ハ「インドネシア」民族ニアラズ、同地方ガ「イ」国領トナルニ於テハ自然日本人ノ手ヲ借りリテ開拓セラルルコトナリ濠州ニトリ危険ナルヲ以テ同國ノ信託統治領トナスベキナリ(和蘭主權ヲ離ルル場合)ト主張セムトスルモノノ如シ。

「イ」国独立完成前ニ於テハ濠州ハ「イ」国側ニ同情ヲ示シ和蘭ヲ批難シタルモ、一昨年末独立完成後ハ「ニューギニア」帰属ヲ廻グッテ「イ」国トノ利害衝突起り、本件ハ将来相当重大問題化スル虞アリ。

本年2月「イ」国大統領比律賓訪問ノ際「スカルノ」ハ「マニラ」ニ於テ「ニューギニア」ノ自國所属ヲ提唱シ、之ガ解決ニハ直細亞プロックノ利用ヲ考慮シツツアルモノノ如シ

「イ」国ハ独立後日尚浅ク、国情必シモ安定セズ、此間ニアリテ「ニューギニア」問題ハ国民ノ圧倒的与望ナルヲ以テ東南亞細亞ニ於ケル重大問題トナルベシ

太平洋集団保障ナルモノハ我國ノ必要ヨリ起レル問題ニハアラザルモ前述ノ「ニューギニア」問題ヲトリアグルモ集団保障ノ可能性極メテ稀少ナルヲ知リ得ベシ

(401)

参考資料 9 ダレス使節団第2次訪日関係資料
一外国通信報道集一

(ただし4月17日のダレス声明と23日のダレス演説テキストを除く)
昭26.5.4 情報部報道課

INDEX

- A Dulles visit statement text.
- B Dulles statement on leaving U.S.
- C Dulles statement on arrival in Tokyo.
- D Dulles statement. (Apr. 17)
- E Dulles mission activities. (Apr. 17)
- F Dulles mission activities. (Apr. 18)
- G Text of Truman statement on pacific security.
- H Press statement by John Foster Dulles. (Apr. 19)
- I Dulles press conference. (Apr. 19)
- J Dulles mission activities. (Apr. 19)
- K Dulles mission activities. (Apr. 20)
- L Dulles mission activities. (Apr. 21)
- M Dulles address. (United Nations Association of Japan).
- N Dulles statement upon return to U.S.

DULLES VISIT STATEMENT TEXT

WASHINGTON, Apr. 11—(USIS)—U.S. Ambassador John Foster Dulles, who is acting as President Truman's special representative in the matter of a Japanese peace treaty, will return to Tokyo this weekend to consult with General Matthew B. Ridgway, new Supreme Commander for the Allied Powers in Japan and with Japanese leaders.

White House officials announced Dulles' forthcoming trip today after Dulles and Secretary of State Acheson had conferred with the President.

Following is text of the White House announcement:

"In view of the importance of concluding a Japanese peace settlement as recognized by the leaders of both (U.S.) political parties, at the request of the President, John Foster Dulles, who is acting as the special representative of the President in this matter, will return to Tokyo over the coming weekend for the dual purpose of consulting with General Ridgway and Japanese leaders.

"The President has made clear that it is the firm policy of the United States Government to press forward to conclude a peace settlement with Japan as soon as possible. The principles underlying the treaty were set

(402)

out by Mr. Dulles in his Los Angeles address of March 31, 1951. They have been developed with the closest consultation with leaders of both parties in both Houses of Congress and with General MacArthur (General Douglas MacArthur, whom Ridgway succeeds), and have the full approval of the President."

DULLES STATEMENT ON LEAVING U.S.

BY DAVID BRIGGS

WASHINGTON, Apr. 14—(UP)—Presidential adviser John Foster Dulles took off at 2134 GMT Friday for Tokyo. The text of his statement at the airport follows:

"I am flying to Japan to discuss with General Ridgway and Japanese leaders on the present state of the Japanese peace treaty.

"There will be some differences to be ironed out, but nothing that has transpired leads us to doubt the practicability of an early agreement by most of the Allied powers upon the peace treaty which will in general follow the lines indicated in my Los Angeles address of March 31.

"Whatever may be the differences of opinion here at home as to other matters, I have found agreement by leaders of both of our political parties that we must proceed without regard to partisanship to strength peace and defense of freedom in the Pacific.

"That is the result which the American people are unitedly determined to achieve and I shall contribute to it to the best of my ability.

"I am glad to be accompanied by Assistant Secretary of the Army Earl Johnson and Colonel Stanton Babcock and Robert Feary who were part of the earlier mission to Japan.

"My deputy John Allison is remaining in Washington to carry on current discussions with representatives of the Allied powers. We expect to return from our present mission to Tokyo in about 10 days."

TRUMAN'S SEND OFF MESSAGE TO DULLES

WASHINGTON, Apr. 14—(AP)—John Foster Dulles, who left for Tokyo, Friday night, received a send off message from President Truman. On behalf of President Truman, Undersecretary of State James Webb told Dulles as the mission left:

"The President asked me to wish the Dulles Mission a safe and successful trip and to reaffirm the determination of the United States to work earnestly a peace settlement. This policy is strongly supported on a bipartisan basis. A fact which Mr. Dulles is eminently qualified to take to the Japanese people."

(403)

DULLES STATEMENT OF ARRIVAL IN TOKYO

TOKYO, Apr. 16—(AP)—Full text of Dulles' statement made at Haneda airport on his arrival follows:

"On this day of General MacArthur's departure from Tokyo, the Japanese nation rightly thinks only of him. Therefore, I withhold, for the moment, any statement of my own.

"The Japanese people are, however, entitled to know that few hours ago I had the drama of an unforgettable radio conference with General MacArthur.

"About noon, Tokyo time, as General MacArthur's departing plane passed our arriving plane, we spoke of what was foremost in our minds; namely, peace for Japan.

"I explained to General MacArthur the bipartisan backing of the present mission; our adherence to the policies upon which he and we had previously agreed and my personal sense of need for his continuing counsel and support.

"In answer, General MacArthur urged me to continue to work to complete a fair and just treaty at the earliest, no matter what obstacles arose. He assured me that I could count completely upon any help and assistance that he could render.

"I replied that his assurance reinforced our determination to carry on.

"That conference fittingly opens our mission's new visit to Japan andas a good omen of success."

DULLES MISSION ACTIVITIES (APR. 17)

PIO PRESS RELEASE, Apr. 17, 1715—Ambassador Dulles and the members of his Mission were guests of Ambassador Sebald at dinner at his residence last evening, and at nine o'clock this morning met in the Dai Ichi building to discuss the Mission's program during its stay in Japan, expected to last approximately a week. At ten o'clock they met with General Ridgway and during the next three hours Ambassador Dulles informed General Ridgway of the fundamental United States policy regarding a just and early Japanese peace treaty and developments with respect to its realization.

Appointments for tomorrow include a conference of General Ridgway, Ambassador Dulles and Prime Minister Yoshida at eleven o'clock in the morning in General Ridgway's office, and a conference of Ambassador Dulles and members of his Mission, Ambassador Sebald and the Prime Minister at Ambassador Sebald's office at three o'clock in the afternoon.

DULLES MISSION ACTIVITIES (APR. 18)

PIO PRESS RELEASE, Apr. 18, 1730—Following a Mission Staff Meet-

(404)

— 784 —

ing at nine-thirty o'clock this morning in Ambassador Sebald's office, Ambassador Dulles met at eleven o'clock for an hour with General Ridgway and Prime Minister Yoshida in General Ridgway's office.

At three o'clock this afternoon Ambassador Dulles and the members of his Mission met with Prime Minister Yoshida, Mr. Sadao Iguchi, Vice Minister of Foreign Affairs and Mr. Kumao Nishimura, Chief of the Treaty Bureau, in Ambassador Sebald's office and brought them up to date on the progress of the treaty discussion with other interested countries.

From five to seven o'clock this evening Ambassador Dulles and members of the Mission will be the guests of Ambassador Sebald at a reception at the Ambassador's residence for a number of Japanese business and financial leaders and the Officers and Board of Governors of the American Chamber of Commerce in Japan.

Ambassador Dulles will hold a press conference at the Radio Tokyo Building at eleven-thirty o'clock tomorrow morning. At one o'clock in the afternoon he and Mrs. Dulles will lunch with the Australian Ambassador. At three o'clock Ambassador Dulles will receive leaders of the Socialist Party and at four o'clock, leaders of the Green Breeze Society of the House of Councillors.

Meetings with leaders of the Liberal and Democratic Parties will be held the following day.

NOTE TO CORRESPONDENTS: Ambassador John Foster Dulles will hold a press conference in studio 2, 3d floor rear, Radio Tokyo building, at 11:30 a.m. Thursday, April 19.

TEXT OF TRUMAN STATEMENT ON PACIFIC SECURITY

WASHINGTON, Apr. 18—(USIS)—The following is the full text of a statement issued today by President Truman relative to the position of the United States on security in the Pacific:

"The United States is moving steadily forward in concert with other countries of the Pacific in its determination to make ever stronger the position of the free world in the Pacific Ocean area.

In connection with the re-establishment of peace with Japan, we are discussing with the Japanese Government implementation of its expressed desire for a post treaty security arrangement pursuant to which United States armed forces might on a provisional basis remain in and about Japan.

The United States maintains and expects to continue to maintain its armed forces in the Ryukyus, particularly at Okinawa.

(405)

— 785 —

In the Philippines, the United States is accorded certain military operating rights and facilities pursuant to agreement with the Government of the Philippines, and the whole world knows that the United States recognises that an armed attack on the Philippines would be looked upon by the United States as dangerous to its own peace and safety and that it would act accordingly.

The Governments of Australia and New Zealand, in connection with the re-establishment of peace with Japan, have suggested an arrangement between them and the United States pursuant to Articles 51 and 52 of the United Nations Charter which would make clear that in event of an armed attack upon any one of them in the Pacific, each of the three would act to meet the common danger in accordance with its constitutional processes: and which would establish consultation to strengthen security on the basis of continuous and effective self-help and mutual aid.

The possibilities of such an arrangement were fully explored by Mr. Dulles at Canberra, Australia, and Wellington, New Zealand, and have since been informally discussed with the appropriate subcommittee of the Senate Foreign Relations Committee and the Foreign Affairs Committee of the House.

I have now asked the Secretary of State, the Secretary of Defence and Mr. Dulles as my special representative in relation to the Japanese peace settlement and related matters to pursue this matter further concurrently with the prosecution of other negotiations necessary to bring the Japanese peace settlement to an early and satisfactory conclusion.

The series of arrangements and dispositions outlined above will strengthen the fabric of peace in the whole Pacific Ocean area, where security is strongly influenced by sea and air power.

They constitute naturally initial steps in the consolidation of peace in that area and also will contribute to the building of universal peace as sought by the United Nations, and toward which great goal efforts of our nation are now being largely dedicated."

TRUMAN SAYS PACIFIC SYSTEM MODELED ON ATLANTIC PACT BY CARROLL KENWORTHY

WASHINGTON, Apr. 19—(UP)—President Truman told a press conference Wednesday the United States' idea for a Pacific defense system was modeled on the Atlantic Pact organization for defense of Europe.

(406)

— 786 —

PRESS STATEMENT BY JOHN FOSTER DULLES, APRIL 19, 1951 TOKYO

PIO PRESS RELEASE, Apr. 19—1130: The President has stated that the United States contemplates a security arrangement with Australia and New Zealand, so that in the event of an armed attack upon any of the three in the Pacific each would act to meet the common danger. This development grows out of conversations which I had in Canberra last February with the Foreign Ministers of Australia and New Zealand. The President's announcement has great significance from the standpoint of Japan. The following points may be noted:

1. The arrangement between the United States, Australia and New Zealand is to be made "in connection with the re-establishment of peace with Japan". Thus it is apparent that all parties contemplate an early Japanese peace settlement on which they can agree.

2. This new step contemplated by the United States refutes the thesis some have advanced that there may be a weakening of the United States determination to resist aggression in the Western Pacific. It is evidence indeed of a determination to solidify the structure of peace by adding a new link to the contemplated security pact with Japan and the existing relationship of common committal as between the United States and the Philippines.

3. The presently announced program has been worked out with the cooperation of the United Kingdom. This shows that our two countries can and do work together for peace in the Pacific, and it should diminish the fear which some have held that there was a basic cleavage between United Kingdom and United States policy particularly in Asia.

DULLES PRESS CONFERENCE (APRIL 19, 1951, 11:30. RADIO TOKYO BLDG.)

(NOT VERBATIM)

HOBERECHT—UP—: Is there a target date for the conclusion of the Japanese treaty?

ANSWER: I can only say what I said before that if the terms of the peace treaty are not generally agreed to by this summer, I shall be disappointed.

FRANSWORTH-UP—: It is reported that the United Kingdom Government has produced a new draft of the Japanese peace treaty. If that is correct, what bearing will it have on the treaty negotiation?

ANSWER: It is correct that the draft was given to us in Washington about a week or ten days ago. The draft embodied ideas on which the Foreign Office has been working for some time. I have not yet studied the draft

(407)

— 787 —

carefully, but it seems to indicate the thinking of Foreign Office experts over some years. A number of ideas have been put together. It will be carefully considered by the United States. My impression is that it is a nominal development which will not retard appreciably the target date. On the contrary, it may accelerate it because most of the ideas are now down on paper.

FRANSWORTH-UP: Could you tell us whether the British propose any restraints which are not in accord with full sovereignty for Japan?

DULLES: I do not feel at liberty to make a disclosure at this time of this document which has handed to us in confidence. The deduction from my statement as well as examination of the document does not indicate that the differences are irreconcilable. Assuming that there is a real desire for a Japanese peace treaty and good will, the differences are not inseparable.

PARROTT, N.Y. TIMES: Have you had any discussions on territorial matters with the Japanese during your present visit?

ANSWER: No, none at all. I had a meeting with the Prime Minister yesterday, and this afternoon I shall start meetings with representatives of the principal political parties.

WALKER, Christian Science Monitor: I believe that you met Mr. Hatoyama on your previous visit. Will you be meeting him again?

DULLES: Whom, did you say?

WALKER: Ichiro Hatoyama.

ANSWER: According to my present plan, I will not have time to meet anyone other than the representatives of the principal parties.

SPARKS, Chicago Daily News: I have been requested to have you clarify Nationalist China's participation in the peace treaty negotiations. How will it be worked out over the objections of the United Kingdom?

ANSWER: So far, the United States has been carrying on the negotiations on a diplomatic level and therefore has dealt with the governments with which it has diplomatic relations. In the case of China, only the Nationalist Government is recognized by the United States. Some countries concerned, like the United Kingdom have relations with the Communist government. How the differences are to be resolved has not yet been determined, but I am confident that they are not insuperable obstacles. But I am not now in a position to indicate how they will be resolved.

NAITO, Jiji: Will the United States be paying for the bases it retains in Japan?

ANSWER: There is no intention on the part of the United States to retain bases. As I said when I was here before, the United States is willing to

(408)

- 788 -

maintain armed forces in and about Japan so that Japan would not become a vacuum of power. It is not a question of retention of bases with extraterritorial rights. The arrangement would probably be similar to those with the United Kingdom and member countries of the North Atlantic Treaty group, where individual efforts are combined so that the maximum force may be secured. It does not involve acquisition of bases.

WATANABE, Kyodo: Will you be going to Australia and New Zealand?

ANSWER: No, I am due to leave directly for the United States on the evening of the 23rd.

KAPLAN, Reuter: Do you intend to go to Britain?

ANSWER: I have no plans at present to do so. But it would not be unnatural if I should go at some stage in the negotiations.

HOBERECHT, UP: You indicated that the United States military arrangement with Japan would be similar to the North Atlantic Pact. Do you then contemplate the use of Japanese military units?

ANSWER: There have been no discussions on that subject. The first reason is that under the surrender terms and the directives of the Far Eastern Commission, Japan is not allowed to maintain military establishment. The second reason is that the Japanese Constitution forbids the maintenance of armed forces. But you may recall that when I left Japan on February 11, both Prime Minister Yoshida and myself issued communiques. I said on Feb. 2, that the United States did not extend the benefits of protection of a permanent basis except under the terms of the Vandenberg resolution which refers to continuous self-help and mutual aid. It is not the policy of the United States to give a free ride to any nation by guaranteeing its security except on the basis of reciprocity. Prime Minister Yoshida stated that after Japan had fully become a member of the council of free nations, then the question of the extent of Japan's contribution to her own security would be determined in the light of her economic capacity at that time. The matter was left there.

WALKER: With respect to the projected security pact with Australia and New Zealand, are there any plans for other nations to join, such as the Philippines, Indo-China and Malaya?

ANSWER: As pointed out in the President's statement, not only a triangular arrangement is contemplated, but also a bilateral arrangement with Japan. And also there is the present understanding with the Philippines under which the United States is accorded operating rights and facilities in the Philippines. The position is that a series of arrangements, if they go through, will develop with the United States as the common denominator of security with Australia, New Zealand and the Philippines.

(409)

- 789 -

WU, PANA: Has there been any final proposal for resolving the Philippines demand for reparations?

ANSWER: There had been no final understanding on that point at the time the draft text of the United States was circulated. That text provided that reparations claims would be deemed satisfied out of assets in Allied countries. A note appended to the draft stated that negotiations on the subject would be carried on with the nations concerned and that there had been no final decision. That is where it still stands. I had a talk with the Philippines Foreign Minister on the subject just before leaving for Japan. There is, however, an increasing area of understanding on the economic limitations on Japan's capacity to pay reparations, but there is no indication as yet that the Philippines have abandoned its reparations claims.

JORDEN, AP: Will the Japanese peace treaty be delayed if a satisfactory Pacific security arrangement has not been concluded?

ANSWER: No. It is contemplated that the two will be concurrent and become operative at the same time. Presumably, the peace treaty and the security pact with Australia and New Zealand would go before the Senate at the same time and their ratification would be simultaneous.

JAPANESE REPORTER: Could you comment on whether the Pacific security arrangement is for defense against the Communist forces or is it due to the imaginary fear of a resurgence of Japanese militarism?

ANSWER: As for the United States, the arrangement is primarily concerned with the danger from the Communist-controlled areas on the mainland. It does not consider that Japan is a danger or likely to be a danger unless by some mischance which we do not foresee fall under Communist domination. We do think Japan's position as a democratic state and a member of the free world would be in danger. That is the point of view of the United States. But it is natural that in countries like Australia, which was near invasion and whose Port Darwin was hit in the last war, there should still be fears. When I visited Australia I found that such fears existed. But that is a reaction to the past. I think the future danger will not come from Japan but from the Communist areas.

YAMAGUCHI, Asahi: Have you handed the draft of the treaty to the Japanese Government?

ANSWER: Yes. I understand a substantial part of the draft appeared in the press in Japan, but I don't know from what source.

WATANABE: You said that the United States Senate would ratify the peace treaty and the Pacific security arrangement together. Does that mean that the security pact with Japan will come after that?

(410)

ANSWER: They would come before the Senate at the same time. There might well be three documents before the Senate at the same time: One, the peace treaty; two, the bilateral security pact with Japan, and three, the triangular pact with Australia and New Zealand.

WATANABE: You said that Japan is not in a position to discuss military agreements. Then there would not be enough time to prepare a bilateral pact with Japan for simultaneous ratification.

ANSWER: No. I said that the initial security pact between the United States and Japan would not deal with Japan's contributions to her own security. I pointed out that this initial pact would be a provisional one because the United States cannot agree to a long term agreement except on the basis of self help and mutual aid. The process would presumably be: One, a bilateral treaty under which provisionally help would come only from the United States. It would therefore be only provisional. Two, the discussions on the help Japan would provide for its own self-defense, might well become the basis for a permanent arrangement based on the Vandenberg resolution.

WATANABE: How far have the negotiations for a provisional pact gone?

ANSWER: They are still tentative. About the same as the peace treaty negotiations with Australia and New Zealand.

HOBERECHT: In your talks with Soviet representatives, what have you found to be the primary objections of the Russians?

ANSWER: Insofar as I can infer, the desire of the Russians was that Japan should continue forever to remain totally disarmed and not be allowed to participate in any security pact with any other nation, so that Japan would be a total vacuum of power. I shall leave it to you to guess why the Russians want Japan to be unable to defend herself for her own benefit.

WALKER: You said that the United States would be the common denominator in the Pacific security arrangement. Can it be presumed that in view of the fact that the United States would guarantee against any attack on Japan, Australia and New Zealand would undertake to help the United States to guarantee Japan's security?

ANSWER: There is no guarantee for Japan involved. It may not be easy for me to make myself clear on the point, but the bilateral pact would provide provisionally for the stationing of United States forces in Japan for de facto protection of that country. As long as United States troops are here, an attack on Japan would involve an attack on United States troops. The United States is not prepared to guarantee Japan's security permanently until it is clear what Japan's own contribution will be. The protection

(411)

would be de facto, not a legal guarantee. The United States is not willing to undertake that except under the terms of the Vandenberg resolution.

WALKER: Will the triangular arrangement provide for mutual assistance?

ANSWER: According to the President's statement, in the event of any attack on any one of the three, each would act to meet the common danger in accordance with its constitutional processes. In the event of an attack on the United States, the others would act.

WALKER: You said that a de facto guarantee arrangement

DULLES: I wish you would stop using that word "guarantee." There is no guarantee involved. The arrangement would be like that in Germany. American forces are stationed there. If the Soviets invaded Germany, they would be attacking United States troops.

WALKER: If Japan were attacked by some external force while United States troops were here, would Australia and New Zealand come to their aid?

ANSWER: An attack on United States forces in Japan, or for that matter in the Philippines, would be deemed an attack on the United States in the Pacific, assuming that this is made clear in the final agreement. But this is my interpretation of the situation as expressed by the President.

DULLES MISSION ACTIVITIES (APR. 19)

PIO PRESS RELEASE, Apr. 19, 1715—Ambassador John Foster Dulles, accompanied by Ambassador Sebald, held a press conference at the Radio Tokyo building at 11:30 a.m. At 1 p.m. Ambassador and Mrs. Dulles lunched with the Australian Ambassador at the Australian Mission. At 3 Mr. Mosaburo Suzuki, Mr. Inejiro Asanuma, Mr. Seiichi Katsumata and Mrs. Kanju Kato of the Socialist Party met with Ambassador Dulles for an hour, followed by Mr. Munetaka Tokugawa, Mr. Sotaro Takase, Mr. Genichiro Date, Mr. Ryutaro Takahashi and Mr. Takashi Komatsu of the Ryokufukai at 4:30.

Ambassador Dulles' appointments for tomorrow include a meeting with the president of the House of Councillors, Mr. Sato, at 11; with the British Charge, Mr. Clutton, at 11:30; with leaders of the Liberal Party at 3, and with leaders of the Democratic Party at 4:30. Ambassador and Mrs. Dulles and members of his Mission will be guests at a dinner in honor of Ambassador and Mrs. Teppema of the Netherlands given by Ambassador and Mrs. Sebald Friday evening.

DULLES MISSION ACTIVITIES

PIO PRESS RELEASE, Apr. 20, 1700—Mr. Naotake Sato, President of the House of Councillors, called on Ambassador John Foster Dulles at 11

(412)

a.m. at his office in the Mitsui building. At 11:30 Ambassador Dulles received the British Charge, Mr. Clutton. At 3, Mr. Shuji Masutani, Mr. Eisaku Sato, Mr. Etsujiro Uehara, Mr. Hidejiro Onoki, Mr. Kenji Nakauchi and Mr. Ichiro Honda of the Liberal Party met with Ambassador Dulles for an hour, followed by Mr. Takeo Miki, Mr. Gizo Tomabechi, Mr. Saburo Chiba and Mr. Takizo Matsumoto of the Democratic Party at 4:30.

Ambassador and Mrs. Dulles and members of his Mission will be guests at a dinner in Honor of Ambassador and Mrs. Teppema of the Netherlands Mission given by Ambassador and Mrs. Sebald this evening.

Ambassador and Mrs. Dulles and Assistant Secretary Johnson will be the guests of General Ridgway at dinner Saturday evening.

DULLES MISSION ACTIVITIES (APR. 21)

PIO PRESS RELEASE, Apr. 21, 1800—Ambassador Dulles spent most of the day working with the other members of the Mission on his address to be made before the United Nations Association of Japan on Monday. The Ambassador and Mrs. Dulles and Assistant Secretary Johnson will be the guests of General Ridgway at dinner this evening.

Ambassador and Mrs. Dulles and members of the Mission will be the guests of the British Charge, Mr. Clutton, at lunch tomorrow, and in the evening the entire Mission will dine with the Prime Minister at the Foreign Minister's Official Residence.

DULLES STATEMENT UPON RETURN TO U.S.

WASHINGTON, Apr. 25—(UP)—Special Presidential Representative John Foster Dulles returned from Tokyo Tuesday.

The text of the statement issued by Dulles on his return said:

"Our mission returns from a week in Japan. One of our tasks was to inform the new Supreme Commander, General Ridgway, regarding the United States policies and program for a Japanese peace settlement. This has been done. General Ridgway is quickly mastering the subject and there can be complete confidence that he will deal effectively with the Japanese phase of his new responsibilities. The Japanese themselves are already beginning to appreciate that and they will soon appreciate it fully.

"Another task was to measure the Japanese nation that the change in the Supreme Commander did not involve a change in the basic policies with which General MacArthur had been particularly identified in Japan. These policies were an early and just Japanese peace settlement, the unwavering will to resist Communist aggression in the Western Pacific and the implement-

(413)

ing of that will by deeds to save Japan from being left defenseless upon consummation of a treaty.

"We met with many Japanese political and civic leaders and I made a public address which was widely reported to the Japanese people.

"In such ways we are able to provide a large measure of reassurance and as our nation continues to translate these basic policies into effective action, we are confident the Japanese nation for its part will continue to place confidence in the United States and desire close association with us.

"The third task was to discuss with the Japanese Government the present status of our negotiations for a Japanese peace treaty. We had full exchanges of views with the Prime Minister and his associates. We reported substantial progress made on the obstacles encountered and our program for bringing the peace settlement to an early, successful conclusion.

"In this connection, we also had useful talks with some of the diplomatic representatives in Tokyo of the Allied Powers.

"There is unmistakable evidence that the Communist parties of Russia, China and Japan are working intensely and with renewed vigor to spread distrust and fear in Japan and to block the peace settlement on which the hopes of the Japanese people center.

"We return confident their design can be frustrated if the free world acts promptly, unitedly and with enlightened recognition of its community of interest with the peace—and freedom—seeking people of Japan."

参考資料 10 ダレス特使訪日をめぐる各国の反響（情報部報道課）(26, 5, 8)

1 概 観

ダレス特使今回の訪日はマッカーサー元帥解任に伴う動きと見られるために相当注目され、これを契機として対日講和問題がいろいろの角度から取り上げられた。

第1は、ダレス特使訪日の意義に関するものであり、米国の対日講和方針促進はマ元帥の解任に拘らず、従前通りダレス方式によつて遂行されるという印象が強い。

第2は、英米両国との間に意見の相違点があり、英国が日本の海運、造船、紡績など産業の制限に強い関心を向けていいるのと対照的に、米国が安全保障の問題に大きな比重をかけている点が次第にはつきりしたので、多くの論評が4月上旬米国に提示されたといわれる英国の対日講和草案をめぐる動きと、米国によつて提唱された安全保障形式に集中された感がある。

(414)

2 ダレス特使訪日の意義に関する反響

トルーマン大統領は、ダレス訪日に際し、4月13日メッセージを送り、一行が無事かつ成功裡に訪日の任務を遂行し、熱意を以て対日講和を促進せんとする米国の決意を再確認するよう希望するとともに、右米国の対日講和方針が超党派的基礎に立つ支持を得ている事実を日本国民に伝えるのがダレス氏一行訪日の使命であると表明したし、新最高司令官リッジウェイ中将もこのトルーマン大統領のメッセージを引用して、「余の地位に与えられた権限と権威の凡てを尽して余が米大統領の述べられた諸目的の達成を助けるため最善を尽すであろうことを日本国民に知らせたい」と述べ、就任に当りダレス氏の助言と指導と恩恵を得られることに満足の意を表した。またダレス特使自身も着京の翌日17日声明を発し、正しい対日講和の早期締結を含むマッカーサー元帥の対日政策は即ち米国の政策で、今後もそのまま米の政策として残るだろうと述べた。さらにアチソン米国務長官も17日の定例記者会見で「最近の極東情勢の進展が対日講和を遅らせるようなことは絶対にない」と述べており、米国の新聞論調も概ねこれと同調している。

例えば、共和党系ニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙（4月16日社説）は「ダレス氏を急遽日本に派遣したのはマッカーサー元帥解任に伴つて生じた諸困難の一つの現れである」と評し、民主党系ニューヨーク・タイムズ紙（4月16日社説）は「ダレス氏の訪日はリッジウェイ中将の就任声明と相まって、講和問題に対する日本人の不安を解消せんとする直接手段である」と論じている。

3 英国の対日講和草案をめぐる動き

ダレス氏の訪日に前後して、英国の対日講和草案が論評の的となり、同案が比較的簡略なダレス草案に対し多くの制限条件や約定を含み、英連邦諸国との話合いの際に成立した了解にもとる印象を与えると報道された。（東京17日ロイター）

このいわゆる英国の新提案に対しては米国を始め、英連邦諸国内にも反対の声が多い、例えば

(1) ニューヨーク・ヘラルド・トリビューン（共和）16日社説一対日講和に中共を参加させ、平和条約中に中国の台湾に対する権利を明記せよという極めて不適当な英提案は受け容れ難い。

(2) ニューヨーク・タイムズ（民主）16日社説一米は国民政府を正統政権として承

(415)

認しており、中共との交渉を望んでいない。極東での上拒否権の大失敗を招くことは愚の骨頂である。

(3) アリゾナ・デイリー・スター（独立）16日社説—米国が許しさえすれば極東における力の源泉たり得べき日本との早期講和を、中共やソ連のためにこの上遅らしてはならない。（ニューヨーク16日VOA）

(4) ニュースウィーク誌4月16日号—英がさきに提案した妥協形式から180度転換した豹変的新提案は米としては全く承認し得ない。

(5) シドニー・デイリー・テレグラフ（独立）17日社説—英国の態度は非現実的で、欧洲人にしか通用しない考え方である。濠州人は中共の侵略的野望を看過し得ない。

英本国の新聞論調は趣を異にし、日本の経済的進出に対する警戒を示唆し、米英協力してその抑制に努力すべきことを強調したものが多い。例えば4月23日のロンドン・タイムズは、日本の旧勢力が新憲法を表看板として舞台裏で抬頭の機会を狙っている。将来予想される日本の経済的侵略を阻止するため互に協力することは英連邦と米国の任務であると警告している。

共産陣営では、フランスのリベラシオンが17日の社説で、もしトルーマン大統領が真に平和を希求するなら英國案を受容れて、対日条約作成に中共を加え、台湾を中国に返還することに同意し、マッカーサー元帥罷免の仕上げをなすべきだと説いている。

4 安全保障問題

18日のトルーマン声明やダレス特使の諸声明を通じ、米、豪、新西蘭3国協定の輪郭がいよいよ明かになつたので、ダレス氏の訪日に絡んで、いわゆる太平洋協定の構想に対する批判が行われた。各国の反響は左の通り。

1 米 ワシントンスター（独立）一小型の北大西洋条約ともいふべく西太平洋自由世界の安全を強化する効果的な集団防衛体制である。

2 豪 スペンサー外相—太平洋の安全保障への途に青信号を点じたもので、戦後の濠州の外交関係で最も重要な発展である。

ケーシー国家開発相—何物にもまして濠州の将来の安全を保障する。

3 ニュージーランド ドイジ外相—本協定は、日本軍国主義復活の恐怖からニュー

（416）

ジーランドを解放するもので、ニュージーランドの死活に関する重大意義をもつている。

4 英 モリソン外相—英国は本協定から除外されているが、本協定は英連邦の安全に貢献するところ甚大で、全太平洋地域の民主主義諸国の死活的利益を保護するものである。

ヤンガー国務相—本協定は、豪、ニュージーランドに対する侵略を防ぐ上面現状では最も実際的な方法である。行く行くは太平洋全般を蔽う包括的取極めに発展することが望ましい。

5 ソ連 24日タス通信—ダレスは、豪、ニュージーランドに米国の指導下に新たな侵略ブロックの結成を提案した。まだ胎児であるこの太平洋協定は対日講和条約締結後は日本を加えることになるが、日本には帝国主義諸国グループ中で指導的役割が与えられることになろう。

（417）